

北渡島檜山地域推進方針（別冊）
～北渡島檜山区域地域医療構想～

北渡島檜山地域医療構想区域

も く じ

第1節	基本的事項	-----	1
1	趣 旨		
2	当該構想区域		
3	名 称		
4	期 間		
5	進行管理		
第2節	地 勢	-----	3
1	地理的状況や特殊性		
2	交通機関の状況		
第3節	人口の推移	-----	6
1	人口の推移		
2	世 帯 数		
第4節	患者及び病院等の状況	-----	8
1	患者の受療動向		
2	地域別病床数の指標		
3	病院の病床利用率		
4	病院の平均在院日数		
5	医療施設の状況		
6	医療機関一覧表		
7	病床機能報告制度の結果		
8	医療従事者の状況		
9	介護サービスの状況		
第5節	医療需要及び必要とされる病床数の推計	-----	21
1	医療需要		
2	必要とされる病床の必要量の推計		

第6節	将来のあるべき医療提供体制を実現するための施策の検討	-----	27
1	病床機能の分化及び連携の推進		
2	在宅医療の充実		
3	医療従事者の確保・養成		
第7節	5疾病・5事業の状況	-----	30
1	5疾病・5事業の圏域		
2	指定医療機関等の状況		
第8節	地域医療構想策定後の取組	-----	31
1	構想策定後の実現に向けた取組		
2	北海道知事による対応		
3	地域医療構想の実現に向けたPDCA		
4	住民への公表		
第9節	資料編	-----	35
1	検討経緯		
2	地域医療構想調整会議設置要綱、委員名簿等		
3	指定医療機関等の状況		
4	区域人口の推移		

第1節 基本的事項

1 趣 旨

平成37（2025）年にいわゆる「団塊の世代」が全て75歳以上となる中、医療や介護が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活が継続できるような、切れ目のない医療及び介護の提供体制を構築するため、平成26（2014）年6月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が成立しました。

この一括法では、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法の中で医療計画の一部として「地域医療構想」が位置付けられました。

今後の高齢化の進展を踏まえると、医療のあり方は、主に青年壮年期の患者を対象とした救命・救急、治癒、社会復帰を前提とした「病院完結型」の医療から、「慢性疾患が多い」「複数の疾病を抱えることが多い」等の高齢者の特徴に合わせて、病気と共存しながら生活の質の維持・向上を目指し、患者の住み慣れた地域や自宅での生活のために、地域で支える「地域完結型」の医療に重点を移していく必要があります。

地域医療構想は、このような医療のあり方の変化や人口構造の変化に対応したバランスのとれた医療提供体制を構築することを目指すものであり、①強制的な手段ではなく、目指す姿を可視化・共有したうえで、自主的な取組や関係者による協議を通じて構想の達成を目指すこと、②飛躍的に増加している活用可能なデータを用いて、客観的なデータに基づく議論を行うこと、③地域ごとの人口構造の差や地域資源の違いに対応するため、地域ごとに目指す姿を設定すること、といった手法を用いるものです。

このような取組を通じてバランスのとれた医療提供体制とすることは、①患者の方々が、適切なりハビリを受けることや長期療養に適した環境で入院することなど、その状態に合ったケアが受けられるようになる、②病床機能に応じた医療従事者配置とすることにより、限られた医療人材を有効活用することができる、③適切な機能の病床への入院により、入院費用を適正化することができる、などの効果が期待でき、ひいては地域医療の確保につながるものです。

このような構想の考え方を踏まえつつ、平成27（2015）年3月に国から示された「地域医療構想策定ガイドライン」等を参考にしながら、平成27（2015）年7月に北海道で定めた「地域医療構想策定方針」に基づき、北渡島檜山構想区域における地域医療構想を取りまとめるものです。

2 当該構想区域

医療法に基づく「第二次医療圏」及び介護保険法に基づく「高齢者保健福祉圏域」と同じ区域とし「北渡島檜山構想区域」とします。

3 名 称

「北渡島檜山地域推進方針（別冊）～北渡島檜山区域地域医療構想～」とします。

4 期 間

「北海道医療計画〔改定版〕」北渡島檜山地域医療推進方針」の一部として、平成25（2013）年度から平成29（2017）年度までとして策定します。

5 進行管理

この構想は、住民・患者の視点に立ち、道や自治体などの行政機関、医療提供者、関係団体及び住民が、地域の最も重要な社会基盤の一つである医療提供体制の確保に向け、毎年度、北渡島檜山圏域地域医療構想調整会議において、直近の病床機能報告制度における報告内容などとの比較や検証を実施していきます。

第2節 地 勢

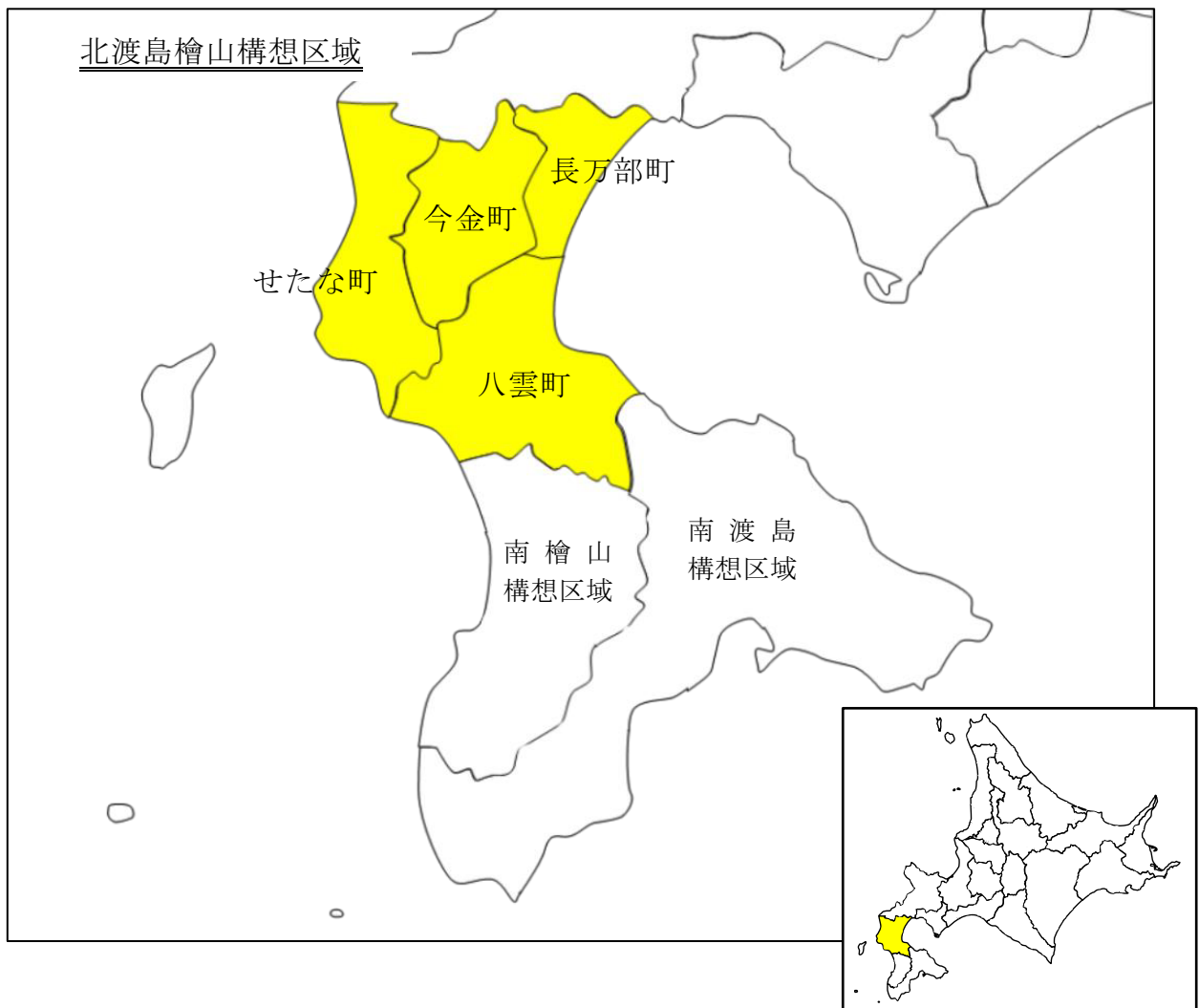
1 地理的状況や特殊性

北渡島檜山構想区域は、八雲町、長万部町、今金町及びせたな町の4町から構成され、渡島半島の北部に位置しており総面積2,473.63km²と北海道総面積の2.96%、渡島総合振興局、檜山振興局総面積の37.67%を占めており、佐賀県や神奈川県よりやや広い面積を有しております。

地形は、東に内浦湾から太平洋、西に日本海の二つの海に面し、中央部には1,000m級の渡島山系が縦走り地域を2分しており、行政区域でも八雲町及び長万部町は渡島総合振興局、今金町及びせたな町は檜山振興局と二つの総合振興局（振興局）にまたがる道内唯一の区域となっています。

季候は対馬暖流の影響により比較的寒暖の差が少なく温暖な地域ですが、日本海側、太平洋側の両方から湿った暖かい空気が入りやすく、降水量は比較的多く、また、低気圧や台風の影響を受けやすい地域です。

冬季の檜山地方では、冬型の気圧配置により、強風が吹くことがあり、檜山北部は積雪の多い地域となっています。



2 交通機関の状況

(1) 交通機関の状況

ア 空路

北渡島檜山構想区域には、空港はなく、区域各町から近い空港は「函館空港」となっており、各町から空港までの距離は次のとおりです。

八雲町	⇒	函館空港	約 81 km
長万部町	⇒	函館空港	約 111 km
今金町	⇒	函館空港	約 124 km
せたな町	⇒	函館空港	約 130 km

※ 距離は各町庁舎から

イ 鉄路

太平洋側に J R 函館本線が通っており、特急は八雲駅、長万部駅にそれぞれ停車し、八雲駅から函館駅までは最短で 57 分、長万部駅から函館駅までは最短で 1 時間 17 分で結ばれています。

また、今金町、せたな町から八雲駅、長万部駅までの距離はそれぞれ次のとおりです。

今金町	⇒	八雲駅	約 43 km
今金町	⇒	長万部駅	約 41 km
せたな町	⇒	八雲駅	約 49 km
せたな町	⇒	長万部駅	約 52 km

※ 距離は各町庁舎から

なお、平成 28（2016）年 3 月 26 日に北海道新幹線の新青森－新函館北斗間が、さらに、平成 43（2031）年春に同新幹線の新函館北斗－札幌間が開業予定されており、地域活性化の切り札として新幹線開通に期待が集まっています。

ウ 道路

主な道路は、太平洋側の国道 5 号線と日本海側の国道 229 号線が中心となっています。

この他に国道 230 号線や 277 号線など、日本海側と太平洋側を結ぶ国道や道道などが整備され、自動車交通への依存度が高い地域となっていますが、冬季の天候悪化などにより、日本海側と太平洋側を結ぶ路線は、自家用車はもとより、路線バスなど公共交通機関での移動が困難な状況となる場合などがあります。

エ 航路

北渡島檜山構想区域には、せたな町から奥尻島への定期航路があり 1 日 1 往復、片道 1 時間 3 5 分で運航しています。

(2) 生活圏

若年労働者の流出などによる過疎化が進展し、生産年齢人口（1 5 歳から 6 4 歳）の減少と高齢人口（6 5 歳以上）の増加が急速に進んでいます。また、医療機関や大型商業店舗については散在して分布している状況にあります。

第3節 人口の推移

1 人口の推移

(1) 総人口

平成25（2013）年3月に公表された国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、北海道全体では、平成22（2010）年と平成37（2025）年を比較した場合、65歳以上人口は35万5,735人増加しますが、65歳未満人口は90万2,170人減少することから、総人口では54万6,435人減少します。

北渡島檜山構想区域で比較すると、65歳以上人口は27人増加しますが、65歳未満人口は8,863人、総人口では8,836人それぞれ減少し、平成37（2025）年以降も減少傾向が続くものと見られています。

なお、総人口や高齢者人口の推計は、町ごとにピーク年が違うことから、個々の状況を的確に把握することが重要です。

また、官公庁や医療機関、教育機関などの規模の拡大、縮小及び施設廃止等により、推計人口の変更も予想されます。

将来人口の推計推移

(単位：人)

区分	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
全道	5,506,419	5,361,296	5,178,053	4,959,984	4,719,100	4,462,042	4,190,073
北渡島 檜山	41,058	37,902	35,049	32,222	29,541	26,981	24,505
八雲町	18,896	17,726	16,657	15,557	14,466	13,372	12,260
長万部町	6,386	5,782	5,253	4,759	4,320	3,931	3,566
今金町	6,186	5,824	5,462	5,089	4,737	4,399	4,063
せたな町	9,590	8,570	7,677	6,817	6,018	5,279	4,616

※ 国立社会保障・人口問題研究所（平成25年3月推計）

(2) 年齢区分別の推計

北渡島檜山構想区域での年齢区分別の構成割合は、年少人口割合（15歳未満）と生産年齢人口割合（15～64歳）が減少しており、平成7年国勢調査で、初めて年少人口割合が老年人口割合（65歳以上）を下回りました。

逆に、老年人口割合（65歳以上）は年々増加しており、平成27（2015）年1月1日現在の住民基本台帳人口における割合（34.7%）は、全道のそれ（28.0%）を上回る勢いで増加しています。

2 世帯数

世帯総数のうち、単身高齢者（65歳以上）世帯数の割合は、全国平均9.2%に比べ、北海道の平均は10.8%と高い状況にあります。

また、第二次医療圏別では、札幌及び根室区域以外の19区域において、全国平均を上回っている状況で、北渡島檜山構想区域は、道内21区域の中で4番目に高い割合となっており、特に長万部町（18.6%）とせたな町（17.3%）が高くなっています。

構想区域毎の世帯数及び単身高齢者世帯数

(単位：世帯、%)

区 分	世帯総数	単身高齢者 世 帯 数	単身高齢者 世帯数割合	備 考
全 国	51,842,307	4,790,768	9.2%	
北 海 道	2,418,305	261,553	10.8%	
南 渡 島	174,333	23,337	13.4%	
南 檜 山	11,311	1,730	15.3%	区域割合1位
北 渡 島 檜 山	17,194	2,529	14.7%	区域割合4位
八 雲 町	7,843	978	12.5%	
長 万 部 町	2,840	529	18.6%	
今 金 町	2,356	302	12.8%	
せ た な 町	4,155	720	17.3%	
札 幌	1,055,709	95,532	9.0%	※ 全国平均以下
後 志	101,454	15,187	15.0%	区域割合2位
南 空 知	74,246	10,319	13.9%	
中 空 知	51,590	7,665	14.9%	区域割合3位
北 空 知	14,681	1,904	13.0%	
西 胆 振	89,455	11,910	13.3%	
東 胆 振	94,275	9,846	10.4%	
日 高	32,292	4,104	12.7%	
上 川 中 部	176,020	20,617	11.7%	
上 川 北 部	30,439	3,748	12.3%	
富 良 野	18,356	1,809	9.9%	
留 萌	23,237	3,141	13.5%	
宗 谷	32,302	3,642	11.3%	
北 網	100,850	10,444	10.4%	
遠 紋	33,291	4,327	13.0%	
十 勝	147,709	14,752	10.0%	
釧 路	107,359	12,230	11.4%	
根 室	32,202	2,780	8.6%	※ 全国平均以下

※ 平成22年度国勢調査（世帯数は、それぞれ一般世帯で、施設入所世帯は除く）

第4節 患者及び病院等の状況

1 患者の受療動向

(1) 一般・療養病床（平成37（2025）年 4機能別医療需要（二次医療圏別））

平成37（2025）年における病床4機能別の入院患者の受療動向は、平成25（2013）年の入院需要のとおりと想定した場合は、次のとおりと推計されます。

当区域としては、高度急性期については、新たに機能強化を図ることは現実的ではないと考えます。

なお、今後も一定程度、患者の流入は継続すると想定されますが、急性期から慢性期については、北渡島檜山構想区域での完結が目標になると考えます。

2025年 4機能別医療需要（北海道）【高度急性期】

※ 罫 : ~10人未満【公表していない】
 ※ 罫 : 0人

単位：人/日

患者住所	医療機関所在地																					
	南渡島 18床	南 檮 山	北 渡 島 檮 山	札 罫	恐 志	南 空 知	中 空 知	北 空 知	西 旭 振	東 旭 振	日 高	上 川 中 郷	上 川 北 郷	富 良 野	留 萌	赤 谷	北 檜	達 志	十 勝	網 走	根 室	
南渡島	394.8	#	#	10.8	#	#	#	0	#	#	0	#	#	#	#	#	#	#	#	#	0	0
南檮山	16.3	#	#	#	#	0	#	0	#	#	0	#	#	0	0	#	0	#	#	#	0	0
北渡島 檮山	18.0	#	12.5	#	#	#	#	0	#	#	0	#	0	0	0	0	0	0	#	#	#	0
札罫	#	#	#	2,632.6	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#
恐志	#	0	#	84.9	111.4	#	#	0	#	#	#	#	#	0	#	#	#	#	#	#	#	#
南空知	#	0	#	66.1	#	65.6	#	0	#	#	#	#	#	0	#	#	0	#	#	#	#	0
中空知	#	0	0	15.4	#	80.8	#	#	#	#	#	#	#	0	#	#	0	#	#	#	#	#
北空知	#	0	#	0	#	0	#	11.3	#	#	0	14.3	#	0	#	0	#	#	#	#	#	0
西旭振	#	0	#	16.4	#	#	#	0	196.8	#	#	#	#	0	0	0	#	0	#	#	#	0
東旭振	#	0	0	33.8	#	#	#	0	#	149.6	#	#	#	#	0	0	#	0	#	#	#	0
日高	#	0	0	24.6	#	#	#	#	#	18.7	14.4	#	0	#	0	0	#	0	#	#	#	0
上川中郷	#	0	0	0	#	#	#	#	#	#	398.0	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	0
上川北郷	#	0	0	0	#	#	#	0	#	#	0	23.3	35.1	#	0	#	#	#	#	#	#	0
富良野	0	0	0	0	#	#	0	#	#	0	19.4	#	17.3	0	0	0	0	#	#	#	#	0
留萌	0	#	0	10.1	#	#	#	#	#	#	0	11.8	#	#	25.8	#	#	0	#	#	#	0
赤谷	#	0	0	18.8	#	#	#	#	#	#	0	10.8	#	0	0	20.1	#	#	#	#	#	0
北檜	#	0	0	18.3	#	#	#	0	#	#	0	#	#	#	0	#	189.1	#	#	#	#	#
達志	#	0	0	0	#	#	#	#	#	#	0	13.0	#	#	0	#	11.3	33.8	#	#	#	#
十勝	#	0	0	16.4	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	0	0	#	#	#	266.1	#	#
網走	#	0	#	0	#	#	#	0	#	#	#	#	#	#	0	#	#	#	#	#	221.3	#
根室	0	0	#	#	#	#	#	0	#	0	#	#	#	0	0	0	#	#	#	#	39.6	14.2

※ 北渡島檮山区域に高度急性期病床がないので、南渡島区域で対応する。

2025年 4機能別医療需要（北海道）【急性期】

※ 罫 : ~10人未満【公表していない】
 ※ 罫 : 0人

単位：人/日

患者住所	医療機関所在地																					
	南渡島	南 檮 山	北渡島 檮山 102床	札 罫	恐 志	南 空 知	中 空 知	北 空 知	西 旭 振	東 旭 振	日 高	上 川 中 郷	上 川 北 郷	富 良 野	留 萌	赤 谷	北 檜	達 志	十 勝	網 走	根 室	
南渡島	5,272.5	#	#	26.1	#	#	#	0	#	#	0	#	#	0	#	#	#	#	#	#	#	#
南檮山	36.7	39.2	#	#	#	0	#	0	#	#	0	#	#	0	0	#	0	#	#	#	0	0
北渡島 檮山	41.6	#	76.5	14.5	#	#	#	0	#	#	0	#	0	0	#	0	0	#	#	#	#	0
札罫	#	#	#	1,636.4	#	17.2	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#
恐志	#	0	#	201.6	481.1	#	#	0	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	0
南空知	#	0	#	177.5	#	336.4	14.9	#	#	#	#	#	0	#	#	0	#	#	#	#	#	0
中空知	#	0	0	39.4	#	#	291.6	#	#	#	#	10.8	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#
北空知	#	0	0	0	#	0	10.3	71.6	0	#	0	31.9	#	0	#	0	#	#	#	#	#	0
西旭振	#	0	#	39.8	#	#	#	0	684.1	#	#	#	#	0	0	#	#	#	#	#	#	0
東旭振	#	0	0	89.9	#	#	#	0	15.6	618.6	#	#	#	#	0	0	#	0	#	#	#	0
日高	#	0	0	59.6	#	#	#	#	#	51.1	79.2	#	#	#	0	0	#	0	#	#	#	0
上川中郷	#	0	0	16.7	#	#	#	#	#	#	0	3,200.3	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#
上川北郷	#	0	0	0	#	#	#	#	0	#	0	45.7	143.1	#	0	#	#	#	#	#	#	0
富良野	0	0	0	0	#	#	0	#	0	#	0	36.5	#	88.2	0	0	0	0	#	#	#	0
留萌	0	0	0	27.5	#	#	#	#	#	#	0	23.4	#	#	109.6	#	#	0	#	#	#	0
赤谷	#	0	0	47.2	#	#	#	#	#	#	0	22.4	21.1	#	#	94.4	#	#	#	#	#	0
北檜	#	0	0	36.9	#	#	#	0	#	#	0	10.9	#	#	0	#	618.1	#	#	#	#	#
達志	#	0	0	19.8	#	#	#	#	#	#	0	25.5	#	#	0	0	23.7	142.3	#	#	#	0
十勝	#	0	#	33.2	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	0	0	#	#	#	871.6	#	#
網走	#	0	0	18.8	#	#	#	0	#	#	#	#	#	#	0	#	#	#	#	#	#	168.0
根室	#	0	0	17.5	#	#	#	0	#	#	0	#	#	0	#	#	#	#	#	#	#	102.6

2025年 4機能別医療需要（北海道）【回復期】

※ # : ~10人未満 [公表していない]
 ※ 0 : 0人

単位:人/日

患者住所	医療機関所在地																				
	南渡島	南十勝	北十勝	札幌	苫小牧	南空知	中空知	北空知	西尾根	東尾根	日高	上川	上川	苫小牧	留萌	赤松	北空知	建設	十勝	釧路	根室
南渡島	440.2	#	#	23.1	#	#	#	0	#	#	0	#	#	0	#	#	#	#	#	#	0
南十勝	41.1	60.1	#	#	#	0	#	0	0	#	0	#	#	0	0	#	0	#	#	#	0
北十勝 1,955床	42.2	#	112.1	14.5	#	#	#	0	#	#	0	#	0	0	#	#	0	0	#	#	0
札幌	#	#	#	7,942.4	27.3	27.7	#	#	#	11.7	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#
苫小牧	#	0	#	206.4	544.1	#	#	0	10.2	#	#	#	#	0	0	#	0	#	#	#	#
南空知	#	0	#	176.3	#	432.2	11.8	#	#	#	#	#	#	0	#	0	#	#	#	#	0
中空知	#	0	0	40.1	#	#	326.3	#	#	#	#	12.0	#	#	#	0	#	#	#	#	0
北空知	0	0	0	#	0	#	10.9	92.0	#	#	0	23.0	#	#	#	0	#	#	#	#	0
西尾根	#	0	#	39.1	#	#	#	0	606.1	#	#	#	#	0	0	#	0	#	#	#	0
東尾根	#	0	0	51.1	#	#	#	0	21.5	607.8	#	#	#	0	0	#	0	#	#	#	0
日高	#	0	0	57.7	#	#	#	#	#	53.6	106.6	#	#	#	0	0	#	0	#	#	0
上川	#	0	0	19.4	#	#	#	#	#	#	0	#	#	#	#	#	#	#	#	#	0
上川	#	0	0	10.2	#	#	#	#	#	#	0	49.1	163.1	#	#	#	#	#	#	#	0
苫小牧	0	0	0	#	0	#	0	0	#	0	36.1	0	113.4	0	0	0	0	#	#	#	0
留萌	0	#	0	26.6	#	#	#	#	#	#	0	13.2	#	#	114.4	#	#	0	#	#	0
赤松	#	0	0	45.0	#	#	#	#	#	#	0	21.7	13.5	0	#	169.3	#	#	#	#	0
北空知	#	0	0	33.5	#	#	#	0	#	#	0	#	#	#	#	#	611.3	#	#	#	#
建設	#	0	0	20.1	#	#	#	0	#	#	0	22.2	#	#	0	#	27.6	179.2	#	#	0
十勝	#	0	0	23.5	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	0	0	#	#	#	1,024.7	#
釧路	#	0	0	17.4	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	0	0	#	#	#	#	662.0
根室	0	0	#	15.9	#	#	#	0	#	#	0	#	#	0	0	0	#	#	#	#	84.6
根室																					103.2

2025年 4機能別医療需要（北海道）【慢性期】

※ # : ~10人未満 [公表していない]
 ※ 0 : 0人

単位:人/日

患者住所	医療機関所在地																				
	南渡島	南十勝	北十勝	札幌	苫小牧	南空知	中空知	北空知	西尾根	東尾根	日高	上川	上川	苫小牧	留萌	赤松	北空知	建設	十勝	釧路	根室
南渡島	148.6	#	42.8	18.9	#	0	0	0	#	#	0	#	0	0	#	#	0	#	#	0	
南十勝	11.2	42.2	#	#	#	0	0	0	#	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
北十勝 2,228床	#	#	133.5	23.9	#	#	#	#	0	#	#	#	#	#	#	#	0	#	#	#	
札幌	#	#	18.4	45,773.4	33.8	35.2	15.2	#	11.0	25.6	#	20.1	#	#	#	#	#	#	#	#	
苫小牧	#	#	#	312.1	714.9	#	#	#	53.3	#	#	#	#	0	0	0	#	0	#	#	
南空知	0	0	#	176.0	#	383.1	#	#	#	#	#	#	#	0	0	0	#	#	#	#	
中空知	0	0	#	49.4	#	#	490.1	10.3	#	#	#	13.8	0	#	0	0	0	0	#	#	
北空知	0	0	#	#	#	#	12.6	202.3	#	#	#	#	0	0	0	0	0	0	0	0	
西尾根	#	#	#	37.1	10.2	0	0	0	314.6	#	0	#	0	0	0	0	0	0	0	0	
東尾根	#	0	#	92.3	#	#	0	0	32.3	414.6	#	#	#	0	0	0	0	0	#	0	
日高	0	0	#	44.5	#	#	#	0	#	15.7	163.8	0	0	#	0	0	0	0	#	0	
上川	#	0	#	23.2	#	#	#	#	#	#	0	#	#	#	#	#	#	#	#	#	
上川	0	0	#	#	#	#	#	#	#	0	0	24.3	191.1	#	#	#	#	#	#	0	
苫小牧	0	0	#	11.3	0	#	#	0	#	#	0	23.8	0	106.1	0	0	0	0	#	0	
留萌	0	0	#	31.0	0	#	#	26.4	#	0	0	11.6	0	101.6	#	#	#	#	#	0	
赤松	0	0	#	33.2	#	#	#	0	#	0	0	#	#	0	#	90.2	#	#	#	0	
北空知	#	0	#	23.6	0	#	0	0	#	0	0	#	0	0	#	#	631.6	#	13.1	10.7	
建設	0	0	#	13.9	#	#	#	0	#	0	0	#	#	0	0	#	21.0	191.1	#	#	
十勝	0	0	#	19.0	#	#	#	0	#	#	#	#	0	#	0	0	15.4	0	1,024.4	#	
釧路	0	0	#	#	#	#	0	0	#	0	0	#	0	#	0	0	10.4	#	18.8	646.6	
根室	0	0	#	#	#	#	0	0	#	0	0	#	0	0	0	0	#	0	#	29.3	
根室																					75.0

(2) 疾病別（がん、脳卒中、急性心筋梗塞等）の入院

次項の一覧は、平成37（2025）年度必要病床数における疾患別内訳となります。

医療機関所在地（現行の流出入）と患者所在地（調整後の流出入）の比較となりますが、患者の流出入は変動があると想定されるため、あくまで推計として算出したものです。

なお、慢性期の全て及び高度急性期・急性期・回復期の一部は疾患別に分類しないため、これらのデータは「疾患別に分類しない病床数」として集計しています。

2025年度 疾患別充足率

※ ※ # 0 : ~10人未満 (公表していない) 0人

区 所 保 在 機 関	区 保 健 機 能	神経系疾患			眼系系疾患			耳鼻咽喉科系疾患		
		区保機関所在地	患者住所地	充足率	区保機関所在地	患者住所地	充足率	区保機関所在地	患者住所地	充足率
		2025年度の必要病床数(現行の流出入)	2025年度の必要病床数(調整後の流出入)		2025年度の必要病床数(現行の流出入)	2025年度の必要病床数(調整後の流出入)		2025年度の必要病床数(現行の流出入)	2025年度の必要病床数(調整後の流出入)	
北 浦 島 山	高度急性期	併	併		併	併		併	併	
	急性期	併	14.2	併	併	併		併	併	
	回復期	併	併		併	併		併	併	
	慢性期	0	0		0	0		0	0	

区 所 保 在 機 関	区 保 健 機 能	呼吸器系疾患			循環器疾患			消化器系疾患		
		区保機関所在地	患者住所地	充足率	区保機関所在地	患者住所地	充足率	区保機関所在地	患者住所地	充足率
		2025年度の必要病床数(現行の流出入)	2025年度の必要病床数(調整後の流出入)		2025年度の必要病床数(現行の流出入)	2025年度の必要病床数(調整後の流出入)		2025年度の必要病床数(現行の流出入)	2025年度の必要病床数(調整後の流出入)	
北 浦 島 山	高度急性期	併	併		併	併		併	併	
	急性期	15.0	23.0	65%	併	16.5	併	併	23.3	併
	回復期	14.9	18.9	79%	12.0	15.9	76%	併	14.9	併
	慢性期	0	0		0	0		0	0	

区 所 保 在 機 関	区 保 健 機 能	筋骨格系疾患			皮膚・皮下組織の疾患			乳房の疾患		
		区保機関所在地	患者住所地	充足率	区保機関所在地	患者住所地	充足率	区保機関所在地	患者住所地	充足率
		2025年度の必要病床数(現行の流出入)	2025年度の必要病床数(調整後の流出入)		2025年度の必要病床数(現行の流出入)	2025年度の必要病床数(調整後の流出入)		2025年度の必要病床数(現行の流出入)	2025年度の必要病床数(調整後の流出入)	
北 浦 島 山	高度急性期	併	併		併	併		併	併	
	急性期	併	併		併	併		併	併	
	回復期	併	15.6	併	併	併		併	併	
	慢性期	0	0		0	0		0	0	

区 所 保 在 機 関	区 保 健 機 能	内分泌・栄養・代謝に関する疾患			腎・尿路系疾患及び男性生殖系疾患			女性生殖系疾患及び産婦科疾患・異常妊娠分娩		
		区保機関所在地	患者住所地	充足率	区保機関所在地	患者住所地	充足率	区保機関所在地	患者住所地	充足率
		2025年度の必要病床数(現行の流出入)	2025年度の必要病床数(調整後の流出入)		2025年度の必要病床数(現行の流出入)	2025年度の必要病床数(調整後の流出入)		2025年度の必要病床数(現行の流出入)	2025年度の必要病床数(調整後の流出入)	
北 浦 島 山	高度急性期	併	併		併	併		併	併	
	急性期	併	併		併	併		併	併	
	回復期	併	併		併	併		併	併	
	慢性期	0	0		0	0		0	0	

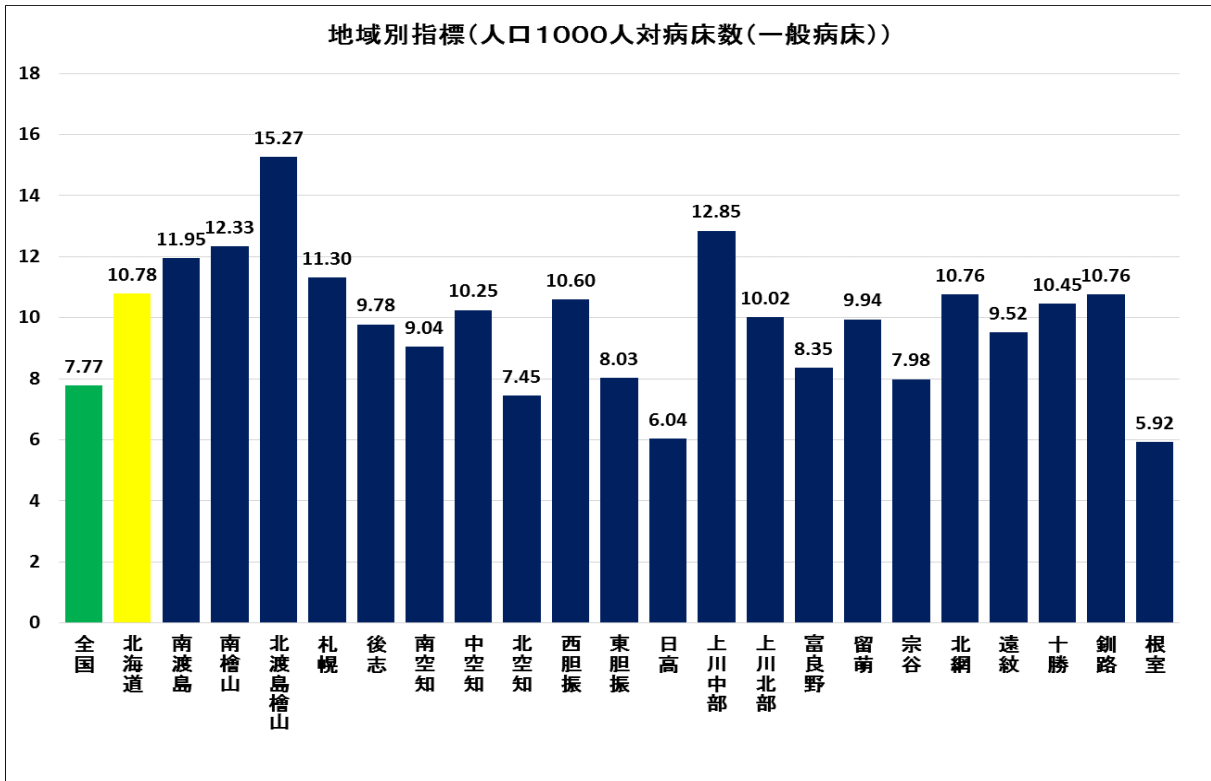
区 所 保 在 機 関	区 保 健 機 能	血液・造血系・免疫臓器の疾患			新生児疾患、先天性奇形			小児疾患		
		区保機関所在地	患者住所地	充足率	区保機関所在地	患者住所地	充足率	区保機関所在地	患者住所地	充足率
		2025年度の必要病床数(現行の流出入)	2025年度の必要病床数(調整後の流出入)		2025年度の必要病床数(現行の流出入)	2025年度の必要病床数(調整後の流出入)		2025年度の必要病床数(現行の流出入)	2025年度の必要病床数(調整後の流出入)	
北 浦 島 山	高度急性期	併	併		併	併		併	併	
	急性期	併	併		併	併		併	併	
	回復期	併	併		併	併		併	併	
	慢性期	0	0		0	0		0	0	

区 所 保 在 機 関	区 保 健 機 能	外傷・動機・中毒			精神疾患			その他の疾患		
		区保機関所在地	患者住所地	充足率	区保機関所在地	患者住所地	充足率	区保機関所在地	患者住所地	充足率
		2025年度の必要病床数(現行の流出入)	2025年度の必要病床数(調整後の流出入)		2025年度の必要病床数(現行の流出入)	2025年度の必要病床数(調整後の流出入)		2025年度の必要病床数(現行の流出入)	2025年度の必要病床数(調整後の流出入)	
北 浦 島 山	高度急性期	併	併		併	併		併	併	
	急性期	併	併		併	併		併	併	
	回復期	併	12.0	併	併	併		併	併	
	慢性期	0	0		0	0		0	0	

2 地域別病床数の指標

(1) 一般病床

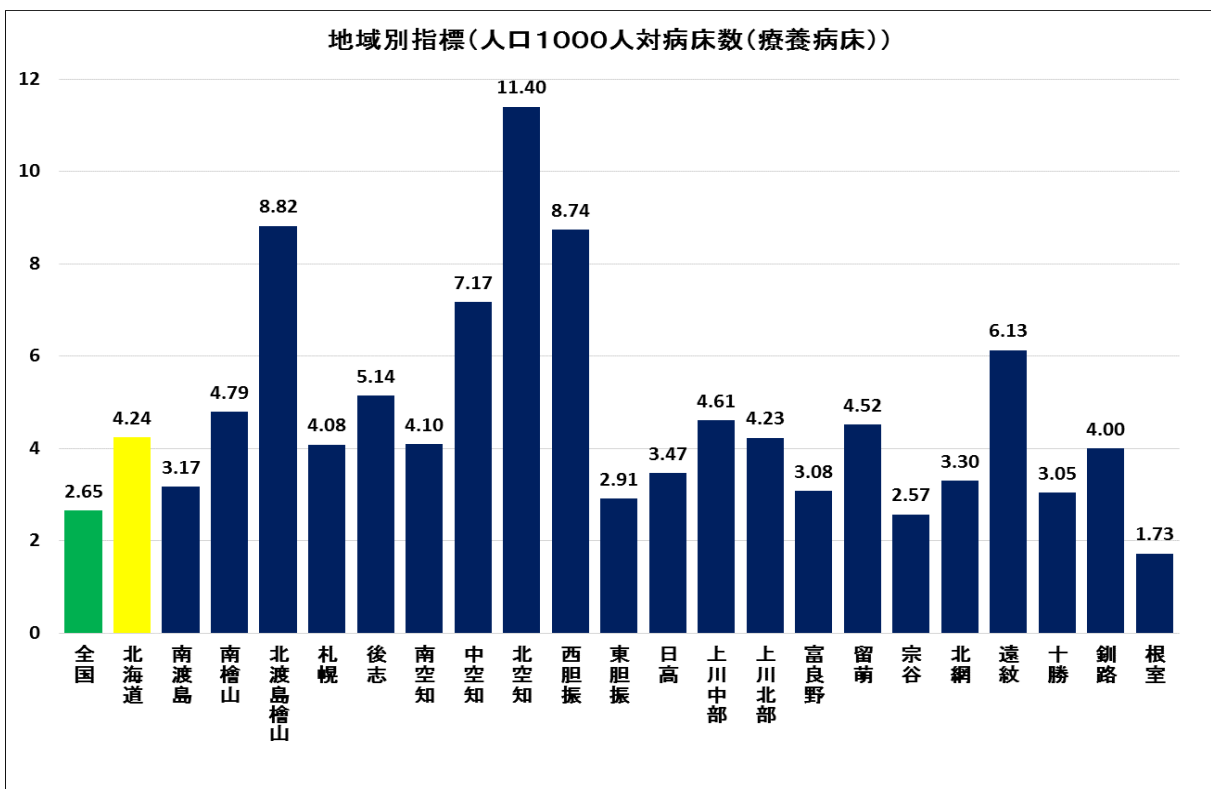
人口千人対病床数は、全国7.77、全道10.78に対し、15.27と多い状況にあります。



(厚生労働省平成26年医療施設(静態・動態)調査、平成22年国勢調査による)

(2) 療養病床

人口千人対病床数は、全国2.65、全道4.24に対し、8.82と多い状況にあります。

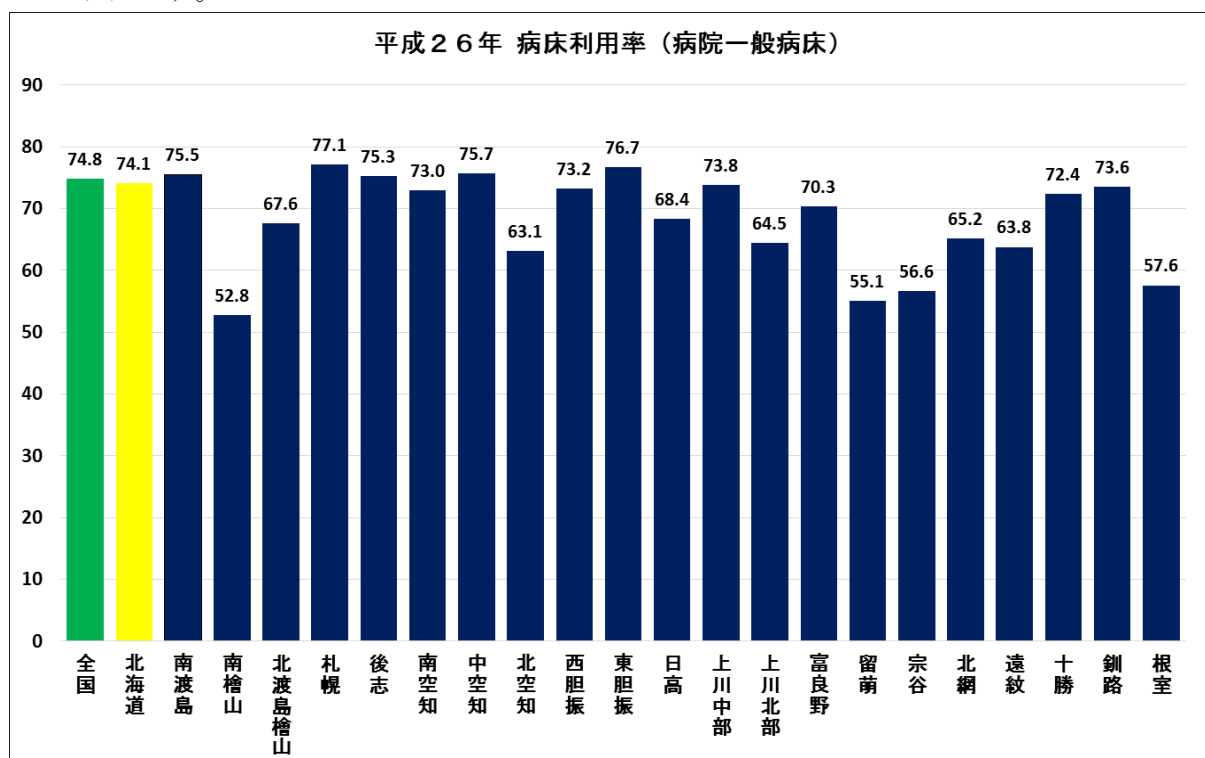


(厚生労働省平成26年医療施設(静態・動態)調査、平成22年国勢調査による)

3 病院の病床利用率

(1) 一般病床

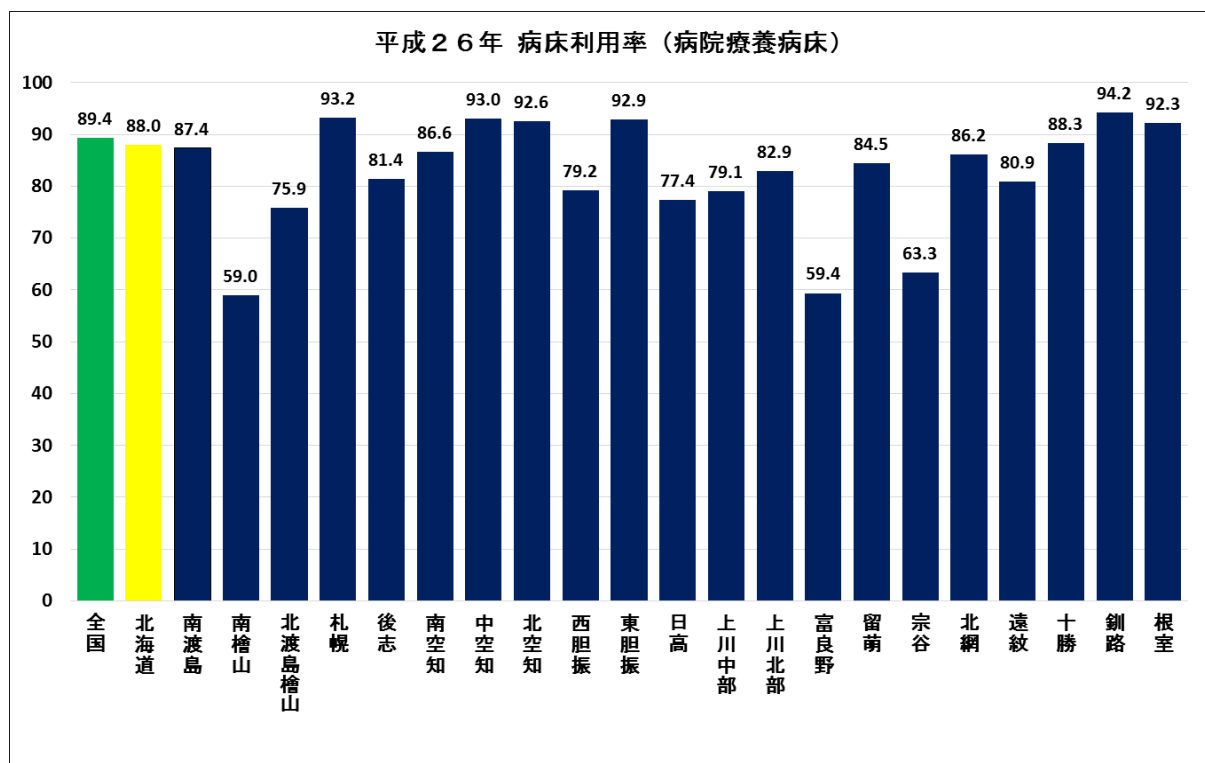
病院病床利用率は、全国74.8、全道74.1に対し、67.6で低い状況にあります。



(厚生労働省平成26年病院報告による)

(2) 療養病床

病院病床利用率は、全国89.4、全道88.0に対し、75.9で低い状況にあります。

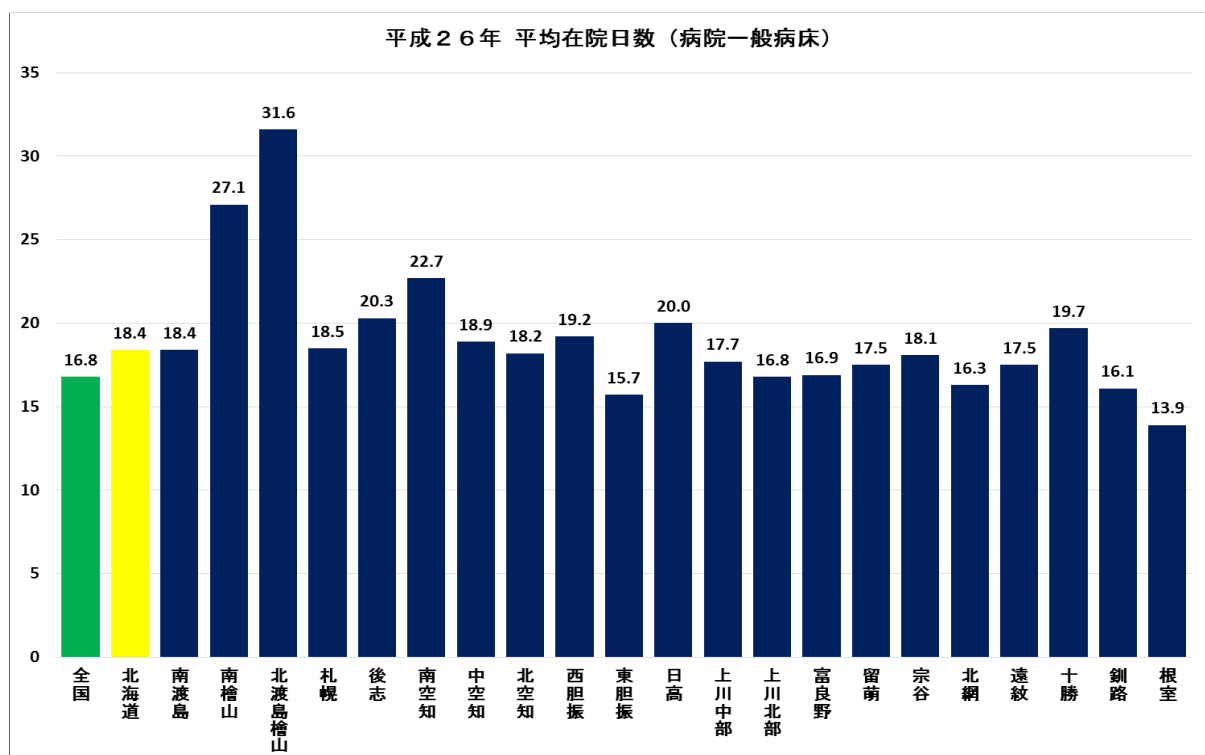


(厚生労働省平成26年病院報告による)

4 病院の平均在院日数

(1) 一般病床

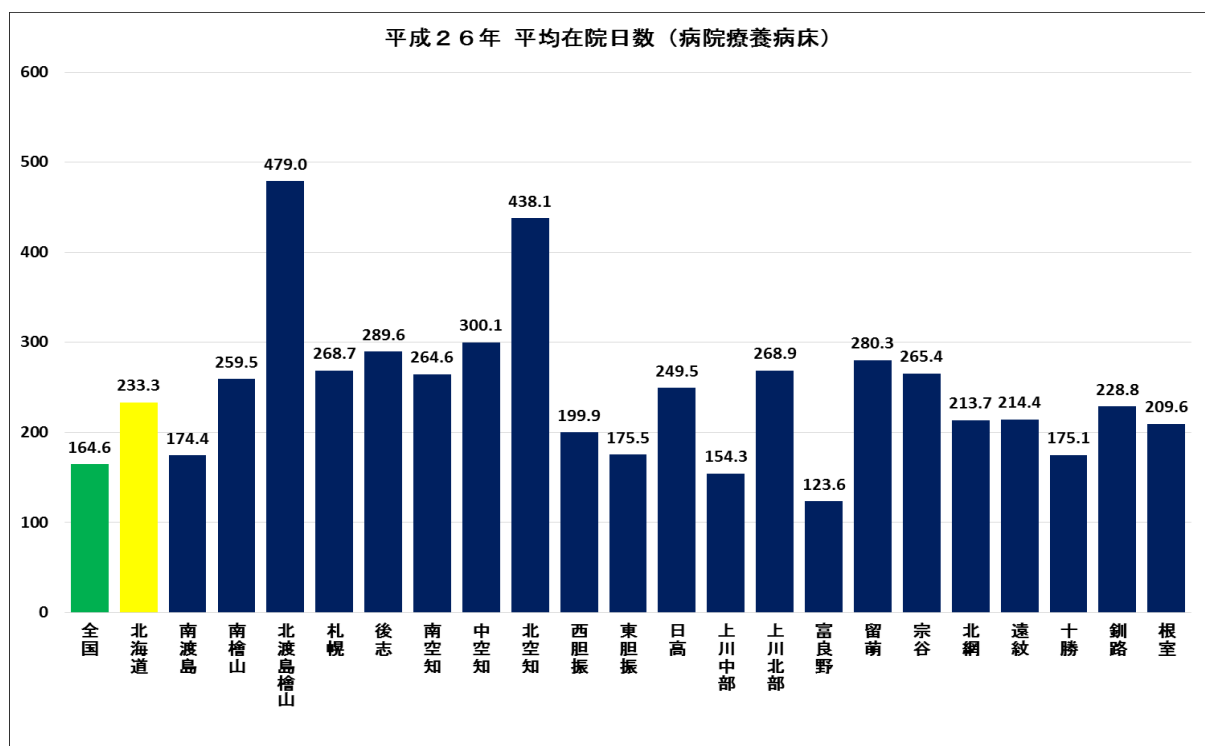
病院平均在院日数は、全国16.8、全道18.4に対し、31.6とかなり長い状況にあります。



(厚生労働省平成26年病院報告による)

(2) 療養病床

病院平均在院日数は、全国164.6、全道233.3に対し、479.0と非常に長い状況にあります。



(厚生労働省平成26年病院報告による)

5 医療施設の状況（各年10月1日現在 厚生労働省 医療施設（静態・動態）調査）
 平成14年の数値は、合併前の旧熊石町を含む（八雲町は平成17年10月1日に旧八雲町と旧熊石町が合併）。

（1）病院数

	平成 14年	17年	20年	23年	24年	25年	人口10 万対	26年	人口10 万対
全 国	9,187	9,026	8,794	8,605	8,565	8,540	6.7	8,493	6.7
北海道	634	620	594	579	574	575	10.6	569	10.5
北渡島 檜 山	8	8	7	7	7	7	17.9	7	18.6

（2）診療所数

	平成 14年	17年	20年	23年	24年	25年	人口10 万対	26年	人口10 万対
全 国	94,819	97,442	99,083	99,547	100,152	100,528	79.0	100,461	79.1
北海道	3,344	3,363	3,375	3,377	3,386	3,396	62.5	3,377	62.5
北渡島 檜 山	19	21	17	19	20	20	51.2	20	53.1

（3）歯科診療所数

	平成 14年	17年	20年	23年	24年	25年	人口10 万対	26年	人口10 万対
全 国	65,073	66,732	67,779	68,156	68,474	68,701	54.0	68,592	54.0
北海道	2,975	3,025	3,027	2,999	3,014	3,003	55.3	2,978	55.1
北渡島 檜 山	20	20	20	20	21	19	48.6	19	49.5

（4）病院病床数

	平成 14年	17年	20年	23年	24年	25年	人口10 万対	26年	人口10 万対
全 国	1,642,593	1,631,473	1,609,403	1,583,073	1,578,254	1,573,772	1,236.3	1,568,261	1,234.0
北海道	106,291	104,897	101,071	98,526	97,555	97,341	1,792.3	96,574	1,788.4
北渡島 檜 山	1,166	1,206	1,136	1,109	1,109	1,109	2,748.7	1,093	2,799.4

（5）診療所病床数

	平成 14年	17年	20年	23年	24年	25年	人口10 万対	26年	人口10 万対
全 国	196,596	167,000	146,568	129,366	125,599	121,342	95.3	112,364	88.4
北海道	12,252	10,152	8,657	7,522	7,363	7,259	133.7	6,950	128.7
北渡島 檜 山	89	89	53	35	35	35	89.6	19	49.5

6 医療機関一覧表 (平成27年7月1日現在)

病名	医療機関名	郵便番号	住 所	電 話	F A X	標 榜 科 目	開 設 者	病床数			開 設 年 月 日	透 析		
								計	一 般	精 神				
八雲総合病院	八雲郡八雲町東雲町50番地	049-3187	二海郡八雲町東雲町50番地	0137-62-2185	0137-62-2753	内科・心臓血管内科(循環器内科)・皮膚科・リウマチ科・小児科・精神科・外科・泌尿器科・脳神経外科・整形外科・眼科・耳鼻咽喉科・産婦人科・リハビリテーション科・放射線科・麻酔科・歯科	八雲町	358	214	40	100	4	S82.10.3	○
独立行政法人国立病院機構	八雲町	049-3116	二海郡八雲町宮内町128番地	0137-63-2126	0137-64-2715	内科・小児科・小児神経科・整形外科・歯科	独立行政法人国立病院機構	240	120				S20.12.13	
八雲町立国保病院	八雲町	049-3521	二海郡八雲町石雲石町49番地1	01398-2-3545	01398-2-3053	内科・小児科・外科・整形外科	八雲町	99	89				S34.12.10	○
長万部町立国保病院	長万部町	049-4501	山越郡長万部町字長万部18番地40	01377-2-5611	01377-2-5787	内科・小児科・外科・眼科・麻酔科	長万部町	54	30	24			S58.1.11	○
今金町国保病院	今金町	049-4308	瀬棚郡今金町字今金17の2	0137-82-0221	01378-2-2383	内科・小児科・精神科・外科・整形外科・婦人科・眼科・リハビリテーション科	今金町	52	33	19			S34.12.23	○
せたな町立国保病院	せたな町	049-4501	久遠郡せたな町北檜山区北檜山378番地	0137-84-5321	01378-4-4824	内科・循環器内科・小児科・外科・整形外科・眼科・婦人科・リハビリテーション科・歯科	せたな町	97	58	39			S32.6.10	○
医療法人財団明理会	医療法人財団明理会	049-4501	久遠郡せたな町北檜山区北檜山322番地の4	0137-84-5011	0137-84-6811	内科・循環器内科・消化器内科・人工透析内科(腎臓内科)・外科・形成外科	医療法人財団明理会	174	54	120			H7.6.1	○

診療所名簿

医療機関名	郵便番号	住 所	電 話	F A X	標 榜 科 目	開 設 者	開 設 年 月 日
厚生労働省第二共済組合八雲病院所属診療部	049-3116	二海郡八雲町宮内町128番地	0137-63-2126	0137-64-2715	内科・小児科・整形外科	厚生労働省第二共済組合	S80.9.22
道南勤医協八雲クリニック	049-3112	二海郡八雲町末広町161番地	0137-62-2378	0137-64-3929	内科・循環器科・消化器科・小児科・理学療法科	医療法人道南勤労者医療協会	H5.10.1
単任金沢病院	049-2566	二海郡八雲町上の湯7番地	0137-67-2311	0137-67-3335	内科・循環器科・消化器科・小児科・リハビリテーション科	【個人】	S55.7.1
医療法人社団まきだ循環器クリニック	049-3102	二海郡八雲町東町197番地3	0137-62-4711	0137-62-4712	内科・循環器科・胃腸科・消化器科	医療法人社団まきだ循環器内科クリニック	H7.4.1
特別養護老人ホーム厚生園診療所	049-3126	二海郡八雲町大新大47番地4	0137-63-3101	0137-64-2341	内科	社会福祉法人八雲会	S57.2.1
特別養護老人ホームくまのこま診療所	049-3043	二海郡八雲町石平町324番の202	01398-2-2020	01398-2-4050	内科・外科	社会福祉法人八雲会	S58.2.1
北海道八雲保健所	049-3112	二海郡八雲町末広町120番地	0137-63-2188	0137-63-2189	内科・小児科・歯科	北海道	S41.6.18
八雲町総合保健福祉施設シルバークラフ	049-3117	二海郡八雲町末広町13番地1	0137-64-2111	0137-63-4411	内科	八雲町	H23.3.30
特別養護老人ホーム長万部慈恵園診療所	049-3513	山越郡長万部町字平里91番地11	01377-2-5121	01377-2-5314	内科	社会福祉法人長万部長愛会	S53.8.1
長万部町ふれあい健康センター	049-3521	山越郡長万部町字長万部45番地の1	01377-2-2454	01377-2-2381	内科・小児科	長万部町	H10.7.1
岩間医院	049-4308	瀬棚郡今金町字今金48番地の13	0137-82-0057	01378-2-0057	内科・小児科・皮膚科	【個人】	S34.4.1
今金町保健センター診療室	049-4308	瀬棚郡今金町字今金17番地の2	0137-82-2780	0137-82-3887	内科・婦人科	今金町	H9.4.1
特別養護老人ホーム豊寿園診療室	049-4324	瀬棚郡今金町字種川398番地の4	0137-82-0344	0137-82-0903	内科	社会福祉法人今金福祉会	S50.5.1
北海道八雲保健所今金支所	049-4308	瀬棚郡今金町字今金107番地の2	0137-82-0251	0137-82-0584	内科	北海道	S41.6.18
今金診療所	049-4308	瀬棚郡今金町字今金359番地12	0137-82-4187	0137-82-3987	内科・リハビリテーション科	医療法人野の花	H23.12.1
瀬棚養護老人ホーム三杉荘診療室	049-4325	久遠郡せたな町瀬棚区西大里218番地	0137-87-3989	01378-7-3814	内科	せたな町	S50.5.1
特別養護老人ホーム大成長生園医務室	043-0513	久遠郡せたな町大成区宮野525番地2	01398-4-6411	01398-4-6412	内科	社会福祉法人大成慈恵会	S60.4.1
特別養護老人ホームきたのやま荘医務室	049-4514	久遠郡せたな町北檜山区豊岡337番地1	0137-84-5557	01378-4-5287	内科	社会福祉法人北檜山恵福会	S63.4.1
せたな町立国保病院瀬棚診療所	049-4314	久遠郡せたな町瀬棚区本町850番地4	0137-87-2470	0137-87-2488	内科・小児科・整形外科・リハビリテーション科	せたな町	H12.6.1
せたな町立国保病院大成診療所	043-0504	久遠郡せたな町大成区都23番地6	01398-4-5175	01398-4-5416	内科・外科	せたな町	H19.4.1

歯科診療所名簿

医療機関名	郵便番号	住 所	電 話	FAX	標 榜 科 目	開 設 者	開 設 年 月 日
医療法人社団祐和会 ねわた歯科医院	049-3107	二海郡八雲町本町234番地	0137-83-2418	0137-84-3201	歯科・小児歯科	医療法人社団祐和会	H18.12.1
医療法人社団幸仁会ファミリア歯科	049-3106	二海郡八雲町富士見町98-1	0137-84-2722	0137-84-2722	歯科・小児歯科・歯科口腔外科	医療法人社団幸仁会	H4.4.1
ねとしへ歯科クリニック	049-2562	二海郡八雲町深部41番地	0137-87-2028	0137-87-2028	歯科	八雲町	S48.12.1
ヤクモ歯科クリニック	049-3107	二海郡八雲町本町175番地	0137-82-2789	0137-82-2339	歯科・矯正歯科・小児歯科	【個人】	H21.12.10
茂木歯科医院	049-3112	二海郡八雲町木広町39番地	0137-84-3520	0137-84-3520	歯科・矯正歯科・小児歯科	【個人】	S83.8.1
医療法人社団幸慈会ひまわり歯科クリニック	049-3112	二海郡八雲町木広町161番地	0137-82-4180	0137-82-4180	歯科・矯正歯科・小児歯科・歯科口腔外科	医療法人社団幸慈会	H26.11.1
町立鯨石歯科診療所	043-0416	二海郡八雲町鯨石雲石町155番地1	01398-2-3157	01398-2-3157	歯科	八雲町	H4.3.31
やま歯科医院	049-3521	山越郡長万部町字長万部411の309	01377-2-4511		歯科	【個人】	H7.1.4
医療法人社団幸仁会 ケン歯科	049-3521	山越郡長万部町字長万部431番地47	01377-2-2744	01377-2-2744	歯科・小児歯科	医療法人社団幸仁会	H14.1.1
あやめ歯科	049-3521	山越郡長万部町字長万部164番地	01377-2-4180	01377-2-4180	歯科・小児歯科	【個人】	H20.4.1
いまかね歯科クリニック	049-4308	瀬棚郡今金町字今金63-7	0137-82-2424	01378-2-2424	歯科	【個人】	H3.3.18
ボルト歯科	049-4308	瀬棚郡今金町字今金119-5	0137-82-3288	01378-2-3288	歯科・小児歯科	【個人】	H27.7.13
医療法人社団幸仁会 今金役場前歯科	049-4308	瀬棚郡今金町字今金48番地8	0137-82-0800	0137-82-0800	歯科	医療法人社団幸仁会	H16.7.1
せたなホワイト歯科	049-4501	久遠郡せたな町北青山区北青山273番地1	0137-84-5022	01378-4-5213	歯科・小児歯科	【個人】	H24.4.1
医療法人社団祐和会きたひやま歯科クリニック	049-4501	久遠郡せたな町北青山区北青山157-10	0137-84-5529	01378-3-8241	歯科	医療法人社団祐和会	H26.10.1
ねい歯科医院	049-4816	久遠郡せたな町瀬棚区本町49番地	0137-87-3088	01378-7-3088	歯科	【個人】	H7.12.12
せたな町立国保病院瀬棚歯科診療所	049-4814	久遠郡せたな町瀬棚区本町850番地の4	0137-87-3170	01378-7-3170	歯科	せたな町	H12.6.1
せたな町大成歯科診療所	043-0504	久遠郡せたな町大成区郡330番地	01398-4-5218		歯科	せたな町	S48.9.18

7 病床機能報告制度の結果（平成26年7月1日現在）

一般病床、療養病床別の許可病床数ベース【平成26年7月1日時点の医療機能】

二次圏名	医療機能	病院	診療所
南 渡 島	高度急性期	353	0
	急性回復期	3,200	269
	慢性回復期	457	57
	無回復期	1,149	141
南 檜 山	高度急性期	81	58
	急性回復期	0	0
	慢性回復期	172	23
	無回復期	0	17
北 渡 島 檜 山	高度急性期	223	19
	急性回復期	0	0
	慢性回復期	0	0
	無回復期	0	0
札 幌	高度急性期	405	0
	急性回復期	33	0
	慢性回復期	536	0
	無回復期	0	19
後 志	高度急性期	3,895	33
	急性回復期	14,176	1,690
	慢性回復期	1,916	169
	無回復期	11,904	196
南 空 知	高度急性期	293	207
	急性回復期	8	0
	慢性回復期	1,275	269
	無回復期	174	76
中 空 知	高度急性期	1,231	71
	急性回復期	0	6
	慢性回復期	59	0
	無回復期	1,120	204
北 空 知	高度急性期	44	0
	急性回復期	834	84
	慢性回復期	0	0
	無回復期	26	0
宗 谷	高度急性期	860	58
	急性回復期	60	0
	慢性回復期	992	76
	無回復期	0	0
富 良 野	高度急性期	0	0
	急性回復期	270	0
	慢性回復期	0	0
	無回復期	407	0
留 萌	高度急性期	0	0
	急性回復期	0	0
	慢性回復期	442	38
	無回復期	166	19
上 川 中 部	高度急性期	24	0
	急性回復期	0	0
	慢性回復期	0	0
	無回復期	0	0

二次圏名	医療機能	病院	診療所
西 胆 振	高度急性期	105	0
	急性回復期	1,409	38
	慢性回復期	482	17
	無回復期	1,442	19
東 胆 振	高度急性期	205	43
	急性回復期	27	0
	慢性回復期	1,201	153
	無回復期	240	0
日 高	高度急性期	567	19
	急性回復期	0	0
	慢性回復期	0	0
	無回復期	0	0
上 川 北 部	高度急性期	305	19
	急性回復期	331	18
	慢性回復期	25	19
	無回復期	1,353	0
富 良 野	高度急性期	2,574	373
	急性回復期	251	151
	慢性回復期	1,884	74
	無回復期	77	1
留 萌	高度急性期	11	0
	急性回復期	501	48
	慢性回復期	62	0
	無回復期	335	0
上 川 北 部	高度急性期	47	0
	急性回復期	0	0
	慢性回復期	297	38
	無回復期	0	0
富 良 野	高度急性期	175	0
	急性回復期	0	0
	慢性回復期	0	0
	無回復期	0	0
留 萌	高度急性期	0	0
	急性回復期	368	38
	慢性回復期	80	0
	無回復期	206	19
宗 谷	高度急性期	52	0
	急性回復期	0	0
	慢性回復期	442	38
	無回復期	82	19
上 川 中 部	高度急性期	166	0
	急性回復期	24	0
	慢性回復期	0	0
	無回復期	0	0

二次圏名	医療機能	病院	診療所
富 良 野	高度急性期	0	0
	急性回復期	297	38
	慢性回復期	0	0
	無回復期	175	0
遠 紋	高度急性期	0	0
	急性回復期	93	19
	慢性回復期	663	0
	無回復期	48	0
十 勝	高度急性期	429	19
	急性回復期	37	19
	慢性回復期	697	0
	無回復期	1,736	235
釧 路	高度急性期	453	26
	急性回復期	1,400	40
	慢性回復期	0	31
	無回復期	566	0
根 室	高度急性期	1,706	134
	急性回復期	180	19
	慢性回復期	914	0
	無回復期	100	19
合 計	高度急性期	0	0
	急性回復期	297	14
	慢性回復期	34	0
	無回復期	189	0
合 計	高度急性期	53	0
	急性回復期	7,393	33
	慢性回復期	34,461	3,809
	無回復期	4,719	570
合 計	高度急性期	26,055	833
	急性回復期	1,111	443
	慢性回復期	0	0
	無回復期	0	0

※ 北渡島檜山構想区域の急性期の病院405床には、感染症4病床が入った数値。

8 医療従事者の状況

平成17年以前の数値は、合併前の旧熊石町を含む（八雲町は平成17年10月1日に旧八雲町と旧熊石町が合併）。

(1) 医師、歯科医師、薬剤師の状況

医師及び歯科医師は、平成17年以降は減少傾向にあります。薬剤師は、平成17年以降は横ばいの傾向にあります。

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成26年
医師数	45	55	54	70	70	52	49
歯科医師数	17	19	22	25	28	25	24
薬剤師数	34	43	33	57	48	51	51

※ 「医師・歯科医師・薬剤師調査」（各年12月末現在）

(2) 看護師、准看護師の状況

看護師は、年々増加傾向にあります。准看護師は、平成12年以降は減少傾向にあります。

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成26年
看護師数	145	175	192	291	319	362	411
准看護師数	225	239	244	248	224	207	185

※ 「看護師等従事者届」（各年12月末現在）

(3) 保健師、助産師の状況

保健師については、平成12年以降は横ばいの傾向にあります。助産師については、減少傾向でしたが、平成22年以降は横ばいの傾向にあります。

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成26年
保健師数	29	31	33	44	40	44	41
助産師数	13	9	8	9	7	5	5

※ 「看護師等従事者届」（各年12月末現在）

(4) その他の主な病院従事者の状況

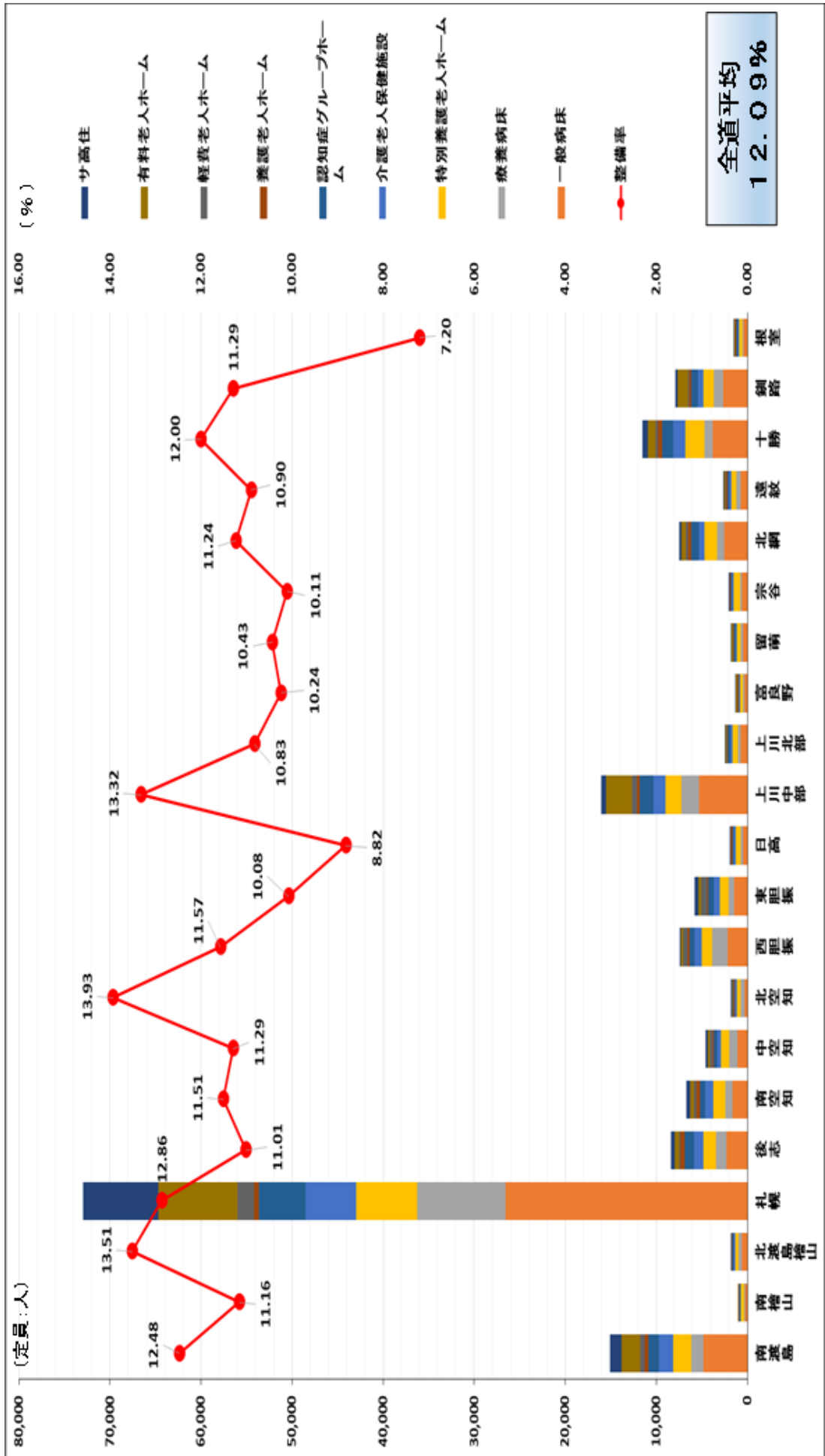
理学療法士及び作業療法士については、平成22年以降は横ばいの傾向にあります。栄養士については、平成17年以降減少傾向にあります。

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成26年
理学療法士数	2	2	2	5	13	19	19
作業療法士数	1	1	2	5	6	13	13
栄養士数	32	24	20	20	21	12	13

※ 道南地域保健情報年報及び平成26年病院報告従事者票(各年10月1日現在)

9 介護サービスの状況

(1) 全道各圏域の状況（平成27年10月1日現在）



(2) 北渡島檜山圏域の状況 (平成27年10月1日現在)

市町村	介護老人福祉施設 施設数	定員数	介護老人保健施設 施設数	定員数	介護療養型医療施設 施設数	定員数	特定施設(混合型) 施設数	定員数	認知症グループホーム 施設数	定員数	訪問看護 事業所数	訪問リハビリテーション 事業所数	通所リハビリテーション 事業所数	短期入所療養介護 事業所数	訪問介護 事業所数	訪問入浴 事業所数	通所介護 事業所数	定員数	短期入所生活介護 事業所数	定員数	短期入所生活介護 事業所数	定員数	小規模多機能型居宅介護 事業所数	定員数
北渡島檜山	8	378	2	170	-	58	9	153	3	1	3	85	2	10	-	7	135	7	60	2	50	-	-	
八雲町	3	118	1	90	-	58	3	54	1	1	40	1	4	-	2	50	3	44	1	25	-	-		
長万部町	1	80	-	-	-	-	1	18	-	-	-	-	-	1	-	1	25	1	4	-	-	-		
今金町	1	50	1	30	-	-	2	36	-	-	10	1	1	-	1	15	1	4	1	25	-	-		
せたな町	3	128	-	-	-	-	3	45	2	1	15	2	4	-	3	45	2	8	8	-	-	-		

介護保険施設等サービス												居住系サービス												居宅サービス(医療系)											
区分	事業所名	市町村	施設数	定員数	区分	事業所名	市町村	施設数	定員数	区分	事業所名	市町村	施設数	定員数	区分	事業所名	市町村	施設数	定員数	区分	事業所名	市町村	施設数	定員数											
介護老人保健施設	厚生園	八雲町	50	特定施設(混合型)	ケアハウスひまわり	八雲町	29	訪問看護	八雲総合病院指定訪問看護事業所	八雲町	29	訪問介護	八雲総合病院指定訪問看護事業所	八雲町	29	短期入所療養介護	八雲町	2	施設	2	短期入所療養介護	八雲町	2	施設	2										
	ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム厚生園	八雲町	14	特別施設(混合型)	ケアハウスなのはな	八雲町	2	施設	2	訪問看護	せたな町訪問看護ステーション	せたな町	58	訪問看護	道南ロイヤル病院訪問看護	道南ロイヤル病院	18	訪問介護	道南ロイヤル病院訪問リハビリテーション	せたな町	18	訪問介護	道南ロイヤル病院訪問リハビリテーション	せたな町	40										
	くまいし荘	八雲町	55	特別施設	計	八雲町	18	訪問看護	計	八雲町	18	訪問介護	計	八雲町	18	短期入所療養介護	今金町	10	施設	10	訪問介護	今金町介護老人保健施設	今金町	10	訪問介護	今金町介護老人保健施設	今金町	10							
	特別養護老人ホーム長万部慈恵園	長万部町	80	特別施設	社会福祉法人さきすな会グループホームさきすな	八雲町	18	訪問看護	社会福祉法人さきすな会グループホームさきすなⅡ	八雲町	18	訪問介護	社会福祉法人さきすな会グループホームさきすなⅡ	八雲町	18	短期入所療養介護	長万部町	18	施設	18	訪問介護	介護老人保健施設コミュニティホーム八雲	八雲町	18	訪問介護	介護老人保健施設コミュニティホーム八雲	八雲町	18							
	指定介護老人福祉施設特別養護老人ホーム豊寿園	今金町	50	特別施設	社会福祉法人さきすな会グループホームさきすなⅡ	八雲町	18	訪問看護	社会福祉法人さきすな会グループホームさきすなⅡ	八雲町	18	訪問介護	社会福祉法人さきすな会グループホームさきすなⅡ	八雲町	18	短期入所療養介護	今金町	18	施設	18	訪問介護	介護老人保健施設コミュニティホーム八雲	八雲町	18	訪問介護	介護老人保健施設コミュニティホーム八雲	八雲町	18							
	特別養護老人ホーム大成長生園	せたな町	50	特別施設	グループホーム平里の家	八雲町	18	訪問看護	グループホーム平里の家	八雲町	18	訪問介護	グループホーム平里の家	八雲町	18	短期入所療養介護	今金町	18	施設	18	訪問介護	介護老人保健施設コミュニティホーム八雲	八雲町	18	訪問介護	介護老人保健施設コミュニティホーム八雲	八雲町	18							
	特別養護老人ホームきたひやま荘	八雲町	29	特別施設	グループホームすまゐる熊石	八雲町	18	訪問看護	グループホームすまゐる熊石	八雲町	18	訪問介護	グループホームすまゐる熊石	八雲町	18	短期入所療養介護	今金町	18	施設	18	訪問介護	介護老人保健施設コミュニティホーム八雲	八雲町	18	訪問介護	介護老人保健施設コミュニティホーム八雲	八雲町	18							
	地域密着型小規模特別養護老人ホームせたな荘	八雲町	378	特別施設	グループホームすまゐる熊石	八雲町	18	訪問看護	グループホームすまゐる熊石	八雲町	18	訪問介護	グループホームすまゐる熊石	八雲町	18	短期入所療養介護	今金町	18	施設	18	訪問介護	介護老人保健施設コミュニティホーム八雲	八雲町	18	訪問介護	介護老人保健施設コミュニティホーム八雲	八雲町	18							
	介護老人保健施設コミュニティホーム八雲	八雲町	80	特別施設	グループホームはるかのせ	八雲町	8	訪問看護	グループホームはるかのせ	八雲町	8	訪問介護	グループホームはるかのせ	八雲町	8	短期入所療養介護	八雲町	8	施設	8	訪問介護	介護老人保健施設コミュニティホーム八雲	八雲町	8	訪問介護	介護老人保健施設コミュニティホーム八雲	八雲町	8							
	今金町介護老人保健施設	今金町	80	特別施設	グループホームあさなぎ	八雲町	2	訪問看護	グループホームあさなぎ	八雲町	2	訪問介護	グループホームあさなぎ	八雲町	2	短期入所療養介護	今金町	2	施設	2	訪問介護	介護老人保健施設コミュニティホーム八雲	八雲町	2	訪問介護	介護老人保健施設コミュニティホーム八雲	八雲町	2							
計		170	計		八雲町	9	施設	9	計	八雲町	153	計	八雲町	153	計	八雲町	153	計	八雲町	153	計	八雲町	153	計	八雲町	153									

居宅サービス(福祉系)															
区分	事業所名	市町村	施設数	定員数	区分	事業所名	市町村	施設数	定員数	区分	事業所名	市町村	施設数	定員数	
訪問介護	コミュニティホームヘルパーステーション	八雲町	30	短期入所生活介護	社会福祉法人八雲町社会福祉協議会指定八雲デイサービスセンター	八雲町	30	短期入所生活介護	社会福祉法人さきすな会ショートステイさきすな	八雲町	24	短期入所生活介護	社会福祉法人さきすな会ショートステイさきすな	八雲町	24
	ヘルパーステーション明かり有限会社	八雲町	20	短期入所生活介護	熊石デイサービスセンター	八雲町	20	短期入所生活介護	くまいし荘短期入所生活介護事業所	八雲町	5	短期入所生活介護	くまいし荘短期入所生活介護事業所	八雲町	5
	八雲町訪問介護事業所	八雲町	25	短期入所生活介護	長万部町デイサービスセンター	長万部町	25	短期入所生活介護	長万部慈恵園短期入所生活介護事業所	長万部町	4	短期入所生活介護	長万部慈恵園短期入所生活介護事業所	長万部町	4
	八雲町社協くまいし訪問介護事業所	八雲町	15	短期入所生活介護	デイサービスセンターとしべつ	今金町	15	短期入所生活介護	特別養護老人ホーム豊寿園	今金町	4	短期入所生活介護	特別養護老人ホーム豊寿園	今金町	4
	長万部町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	長万部町	15	短期入所生活介護	デイサービスセンターきたひやま	八雲町	15	短期入所生活介護	短期入所生活介護事業所	八雲町	6	短期入所生活介護	短期入所生活介護事業所	八雲町	6
	ホームヘルパーサービスとしべつ	今金町	15	短期入所生活介護	デイサービスセンター大成長生園	八雲町	15	短期入所生活介護	きたひやま短期入所生活介護事業所	八雲町	2	短期入所生活介護	きたひやま短期入所生活介護事業所	八雲町	2
	JAきたひやま指定訪問介護事業所	八雲町	15	短期入所生活介護	グループホームあさなぎ	八雲町	15	短期入所生活介護	小規模多機能ホームやすらぎの里	八雲町	25	短期入所生活介護	小規模多機能ホームやすらぎの里	八雲町	25
	ケアステーションせたな	八雲町	15	短期入所生活介護	計	八雲町	135	短期入所生活介護	計	八雲町	25	短期入所生活介護	計	八雲町	25
	大成ヘルパーステーション	八雲町	10	短期入所生活介護	計	八雲町	135	短期入所生活介護	計	八雲町	25	短期入所生活介護	計	八雲町	25
	ヘルパー灯り	八雲町	10	短期入所生活介護	計	八雲町	135	短期入所生活介護	計	八雲町	25	短期入所生活介護	計	八雲町	25

第5節 医療需要及び必要とされる病床数の推計

1 医療需要

(1) 高度急性期機能、急性期機能及び回復期機能

高度急性期（※1）、急性期及び回復期の各機能の医療需要については、平成25（2013）年のNDB（ナショナル・データ・ベース）（※2）のレセプトデータ及びDPCデータ（※3）に基づき、患者住所地別に配分した上で推計を行います。

この推計は、平成25（2013）年における実際の医療資源投入量（診療報酬点数）を基にしているもので、平均在院日数、受療率は同年の数値を活用していません。

① 入院受療率

$$\frac{\text{性・年齢階級別の年間入院患者延べ数（人）}}{365（日）} = \text{1日当たり入院患者延べ数}$$
$$\frac{\text{1日当たり入院患者延べ数}}{\text{性・年齢階級別の人口}} = \text{入院受療率}$$

② 医療需要

$$\text{構想区域の平成37（2025）年の医療需要} = [\text{当構想区域の平成25（2013）年の性・年齢階級別の入院受療率} \times \text{当構想区域の平成37（2025）年の性・年齢階級別推計人口}] \text{を総和したもの}$$

※ 平成37（2025）年の性・年齢階級別人口については、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2013年3月中位推計）」を用います。

※1 高度急性期

病床機能の考え方については、「病床機能報告における医療機能」と「医療需要推計における医療機能」とで基準が異なる。

- ・ 病床機能報告における高度急性期とは、急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能。

※ 高度急性期機能に該当すると考えられる病棟の例

救命救急病棟、集中治療室、ハイケアユニット、新生児集中治療室、新生児治療回復室、小児集中治療室、総合周産期集中治療室であるなど、急性期の患者に対して診療密度が特に高い医療を提供する病棟

- ・ 医療需要推計における高度急性期：1日当たりの医療資源投入量（診療報酬点数）が3,000点以上

※2 NDB（ナショナル・データ・ベース）

レセプト情報・特定健診等情報データベースの略で、厚生労働省が全国医療費適正化計画及び都道府県医療費適正化計画の作成、実施及び評価に資することを利用目的としたデータ。

- ・ レセプトデータ 約83億4,800万件 [平成21(2009)年4月～26(2014)年7月診療分]

※ 平成26年10月時点

- ・ 特定健診・保健指導データ 約1億2,000万件 [平成20(2008)年度～24(2012)年度実施分]

※3 DPCデータ

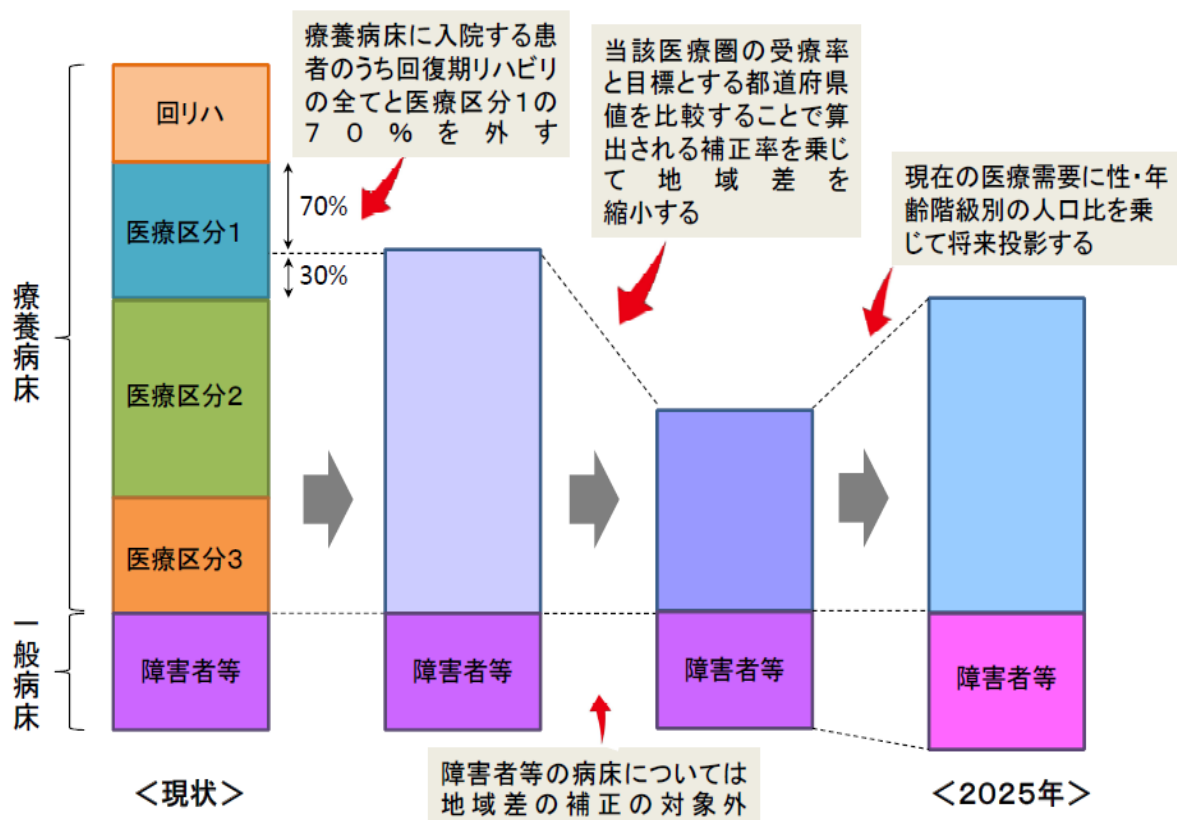
Diagnosis Procedure Combinationの略で、平成15(2003)年4月に特定機能病院等に導入された急性期入院医療の診断群分類に基づく1日当たりの包括評価制度。

もともとは、「診断群分類」を意味する英語の固有名詞として使用。

(2) 慢性期機能と在宅医療等

療養病床については、現在、診療報酬が包括算定であるため、医療資源投入量に基づく分析を行うことが難しい状況です。また、療養病床数には、全国的に大きな地域差があります。

このことから、慢性期機能の推計については、医療資源投入量を用いず、①慢性期の中に在宅医療等に対応することが可能と考えられる患者数を一定数見込むという前提に立ったうえで、②療養病床の入院受療率の地域差を縮小することを加味して推計します。



(考え方)

- ① 療養病床の入院患者数のうち、医療区分1の患者の70%を在宅医療等に対応する患者数として見込みます。また、平成37(2025)年における在宅医療等に関する医療需要にどの程度対応できるかを正確に検証することは困難なので、国の必要病床数等推計ツールにより算出します。その結果については、下表のとおりです。なお、一般病床の障害者・難病患者(障害者施設等入院基本料、特殊疾患病棟入院基本料及び特殊疾患入院医療管理料を算定している患者)は、慢性期機能の医療需要として推計します。

平成37(2025)年における医療需要等(人/日)

二次医療圏	平成37(2025)年の在宅医療等	うち訪問診療
北渡島檜山	558	181

- ② 慢性期病床の入院受療率における地域差の解消については、構想区域ごとに入院

受療率と全国最小値（県単位）との差を一定程度解消させることとして、全国最大値（県単位）が全国中央値（県単位）にまで低下させる割合を一律に用いて推計します。ただし、慢性期病床の減少率などが一定の要件に該当する場合には、目標の達成年次についての「特例措置」を講じることができるとされています。

また、当該構想区域の慢性病床の減少率が全国中央値より大きく、かつ、当該構想区域の高齢者単身世帯割合が全国平均よりも大きい場合は、目標の達成年次を平成37（2025）年から平成42（2030）年にすることとし、平成42（2030）年から比例的に逆算した入院受療率を用いて推計します。

2 必要とされる病床の必要量の推計

(1) 4機能別の病床必要量

第5節の1で推計しました平成37（2025）年の医療需要に基づき、病床利用率で割り戻して、同年に必要とされる病床の必要量（必要病床数）を推計します。

病床利用率は、厚生労働省令で規定されている割合（高度急性期～75%、急性期～78%、回復期～90%、慢性期92%）を使用して推計します。

その結果、高度急性期が18床、急性期が103床、回復期が196床、慢性期が228床の545床と推計されますが、当構想区域の高度急性期の病床数については、医療資源投入量が3,000点以上となる診療事例があったことにより、医療需要推計で、高度急性期の病床数が18床必要になると推計されたものです。

当構想区域では、救急医療機関の告示を受け、転送や転院を必要とする救急患者等に対処できる体制を確保しているものの、重篤救急患者などは必要に応じて救命救急センターへ搬送しています。

区分	①医療需要	②現在の医療提供体制が変わらないと仮定した場合の推計供給数	③将来あるべき医療提供体制を踏まえ構想区域間の供給する増減を調整した推計供給数	④病床の必要量（必要病床数）
	当該構想区域に居住する患者の医療需要 〔患者所在地ベース〕	〔医療機関所在地ベース〕	〔複合型〕	〔複合型〕 必要病床数
高度急性期	40人	13人	13人	18床
急性期	142人	81人	81人	103床
回復期	175人	116人	175人	196床
慢性期	209人	258人	209人	228床
計	566人	468人	478人	545床

地域医療構想における慢性期機能の需要推計に用いる慢性期総入院受療率及び特例要件について

○慢性期総入院受療率（県単位：全国最大値391、全国中央値144、全国最小値81）

$$\text{慢性期総入院受療率} = \frac{\text{慢性期入院患者のうち当該区域に住所を有する者の数}}{\sum \text{当該区域の性年齢階級別人口}} \times \frac{\text{全国の慢性期入院患者の数}}{\text{全国の人口}}$$

※慢性期入院患者

長期にわたり療養が必要な入院患者（主としてリハビリテーションを受ける入院患者その他の厚生労働大臣が認める入院患者を除く。）とする。具体的には、療養病棟入院基本料、療養病棟特別入院基本料、有床診療所療養病床入院基本料及び有床診療所療養病床特別入院基本料を算定する入院患者がこれに該当し、「その他の厚生労働大臣が認める入院患者」として当該入院患者のうち医療区分1である患者の数の70%に相当する数を除くこととする。

【補正率】

$$(\text{パターンA}) = \frac{\text{Min}}{X} \quad (\text{パターンB}) = \frac{Y}{X} \quad (\text{特例}) = \frac{Y + (X - Y) \times \frac{1}{a}}{X}$$

※1 補正率の計算に用いる変数の定義は下記の通り

Max = 慢性期総入院受療率の全国最大値（県単位）
 Mid = 慢性期総入院受療率の全国中央値（県単位）
 Min = 慢性期総入院受療率の全国最小値（県単位）
 $X = \text{当該構想区域（二次医療圏）の慢性期総入院受療率}$
 $Y = \frac{(\text{Mid} - \text{Min})}{(\text{Max} - \text{Min})} \times (X - \text{Min}) + \text{Min}$

※2 「当該構想区域（二次医療圏）の慢性期総入院受療率 < Min」の場合は、補正率を「1」とする。

○特例適応に係る要件

【要件①】慢性期病床の減少率（59.1%）が全国中央値（32.2%）よりも大きい

（ア）慢性期病床数（慢性期入院患者のうち、当該構想区域に住所を有するものに係る平成25（2013）年の病床数） - （イ）パターンBの補正率より算定した平成37（2025）年における慢性期病床数
 （ア）慢性期病床数（慢性期入院患者のうち、当該構想区域に住所を有するものに係る平成25（2013）年の病床数）

【要件②】当該構想区域の高齢者単身世帯割合（14.7%）が全国平均値（9.2%）よりも大きい

二次医療圏名	特例適用可否判断			
	慢性期受療率（人口10万人あたり）	慢性期病床の減少率	慢性期病床数（平成25(2013)年・平成37(2025)年・パターンBの補正率により算出)	高齢者単身世帯割合
北渡島檜山	287	59.10%	191.6	14.70%
			78.3	
			○	○
				要件②に該当
				特例選択可否 (①②)

(2) 課題と今後の対応

(予定病床数と推計必要病床数)

北渡島檜山構想区域の目標とする年次は、慢性期機能のみ平成42（2030）年となりますが、必要病床数との比較分析については、平成27（2015）年11月に各医療機関から直接聞き取りした平成37（2025）年の予定病床数で行います。

(高度急性期病床)

高度急性期病床18床は、当構想区域における確保が難しい状況にあるとともに、今後、高度急性期の病床が必要な構想区域及びその病床数については、現在、高度急性期病床の届出がある地域を中心に、疾病別の分析を行いつつ、三次医療圏単位で調整を行っていくとしていることから、当区域においても連携した対応を検討していきます。

なお、平成27（2015）年2月から、道南ドクターヘリが運航をスタートしており、これにより当構想区域は、ヘリの出勤から到達まで20分圏内となり、これまで以上に、救命率の向上や後遺症の軽減が図られることとなりました。

(急性期・回復期・慢性期病床)

高度急性期以外については、急性期が各医療機関の予定病床数281床に対し、必要病床数103床で178床多くなっています。

回復期は、予定病床数83床に対し、196床で113床少なくなっています。

慢性期は、予定病床数333床に対し、228床で105床多くなっています。

全体では、各医療機関の予定病床数が必要病床数より152床多くなっています。

(今後の対応)

今後、国の社会保障制度改革、とりわけ診療報酬・介護報酬の改定、療養病床の在り方の検討や地方交付税の更なる算定方法の変更など、地域の医療環境を取り巻く状況も大きく変化が想定されることから、毎年度、当構想区域における病床数や機能分化の進捗状況等を確認しながら、推計必要病床数との乖離については将来的な課題として認識することとします。

今後、当構想区域において必要とされる病床数については、区域の関係者で医療需要を把握するなど情報共有を図りながら、当区域に必要な医療提供体制となるよう検討していくことが必要です。

病床機能報告制度に基づく医療提供体制の状況

■現状

平成26（2014）年7月1日時点の機能として、各医療機関が自主的に選択した機能の状況です（「病床機能報告制度」の数値）。
 実際には一つの病棟内に様々な病期の患者が混在しており、各々の患者に応じた医療が提供されています。

区分	施設名称	全体	許可病床数				
			高度急性期	急性期	回復期	慢性期	無回答
病院	せたな町立国保病院	97床	0床	58床	0床	39床	0床
	医療法人財回明理会道南ロイヤル病院	174床	0床	0床	0床	174床	0床
	今金町国保病院	52床	0床	0床	33床	19床	0床
	長万部町立病院	54床	0床	30床	0床	24床	0床
	独立行政法人国立病院機構八雲病院	240床	0床	0床	0床	240床	0床
	八雲総合病院	254床	0床	214床	0床	40床	0床
診療所	八雲町熊石国民健康保険病院	99床	0床	99床	0床	0床	0床
	魚住金婚湯医院	19床	0床	0床	0床	0床	19床
	合計	989床	0床	401床	33床	536床	19床

※ 八雲総合病院の数値訂正（急性期の感染症病床数の削除）

■平成37（2025）年の予定

平成37（2025）年時点の各医療機関における機能の予定（平成27（2015）年11月に各医療機関へ直接聞き取り）

区分	全体	許可病床数				
		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	無回答
7病院・1診療所	697床	0床	281床	83床	333床	0床
推計必要病床数	A	18床	103床	196床	228床	0床
	B	152床	178床	△113床	105床	0床
差	C (A-B)					

第6節 将来のあるべき医療提供体制を実現するための施策の検討

1 病床機能の分化及び連携の推進

地域医療構想の達成に向けた病床機能の分化及び連携の推進に当たっては、北海道が地域医療構想において定めた構想区域における病床の機能区分（高度急性期、急性期、回復期及び慢性期）毎の必要病床数に基づき、各医療機関の自主的な取組を中心に進めることを前提としていきます。

また、将来の病床の機能区分毎の必要病床数の達成に向けて、地域で不足している病床の機能がある場合には、それを充足するためにどうすべきか、検討していく必要があります。

このため、北渡島檜山構想区域においては、地域センター病院である八雲総合病院を中心として、八雲町のみならず長万部町、今金町、せたな町を含めた区域全体で、十分に協議を行った上で、病床機能の分化及び連携のための仕組みづくりを検討するとともに、保健所においては、地域における必要な役割分担の議論が進むよう、必要なデータの提供等を行います。

これらの検討に当たっては、人口構造や疾病構造の変化、それに伴う患者の受療動向の変化など、医療を取り巻く環境の変化を踏まえる必要があります。

また、不足する機能を担う病床の増床や病床機能の転換に伴う施設・設備整備の支援のみならず、医療機関が役割分担をして有効に機能するための連携施策や医療機能の集約が重要であり、医療機関等の連携により必要な医療が提供される必要があります。

このため、当構想区域においても、地域包括ケアシステムの整備を含めた医療連携の推進や、北渡島檜山圏域地域医療構想調整会議等の継続開催による検討等、複合的に取り組みます。

また、医療機関毎の研修だけではなく、退院支援部門以外の医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の職員を含む地域の関係者による多職種協働研修等により必要な人材の確保・育成に取り組む必要があります。

2 在宅医療の充実

地域包括ケアシステムの構築のためには、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう医療と介護の連携を推進し、提供体制を一体的に整備する必要があります。

また、病床の機能の連携、あるいは、状況に応じて集約を推進することにより、入院医療機能の強化を図り、患者の状態に応じて退院後の生活を支える外来医療、在宅医療の充実を図ることは一層重要となり、退院後や入院に至らないまでも状態の悪化等により在宅医療を必要とする患者は、今後増大することが予想されます。

特に、慢性期医療については、在宅医療の整備と一体的に推進する必要があり、地域における推進策を検討するためには、整備状況の把握だけではなく、具体的な施策につながる調査を行うなど、きめ細かい対応が必要となります。

こうした点を踏まえ、在宅医療の提供体制については、在宅医療を受ける患者の生活の場である日常生活圏域で整備する必要があることから、保健所が各町を支援していくことが重要となります。

また、在宅医療・介護の連携を推進する事業として、地域住民や介護従事者を対象にした在宅医療と介護サービスに関する普及啓発、地域ケア会議を活用した地域医療・介護連携における課題の抽出・対応策の検討や事例検討会の実施等、各町が地域包括ケアシステムの観点からも様々な施策に取り組む必要があります。

北渡島檜山構想区域においても、訪問看護・訪問リハビリ事業の充実を目的とした地域連携室の新設の検討（八雲町）、奨学金制度、職場体験研修の実施（今金町）など様々な施策が実施されています。

在宅医療の提供体制の充実のためには、病院、診療所、歯科診療所、薬局、介護事業所、医師会等の関係団体との連携が不可欠であり、関連する事業の実施や体制整備に加え、人材の確保・育成を推進する観点から、保健所が中心となって、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリテーション関連職種、医療ソーシャルワーカー等に対しての在宅医療への参入の動機付けとなるような研修や参入後の相談体制の構築等を行います。

併せて、在宅医療推進のため、積極的な医師等の確保対策に取り組むとともに、国や北海道へ、地域への派遣を継続的に働きかけていきます。

また、在宅医療は主に「退院支援」「日常の療養生活の支援」「急変時の対応」「看取り」という機能が求められており、緊急時や看取りに対応するための24時間体制の構築に向けた役割分担等の協議や、医療依存度の高い患者や小児等患者に対応するための研修等により各機能を充実させることが必要です。

加えて、地域の関係者の連携のみならず、患者の急変時等に対応するため、病院が在宅医療を担う診療所を後方支援することが重要です。

さらに、在宅医療を受けている患者に対する口腔機能の管理等の機能を担う歯科診療所及び後方支援を行う病院歯科が医科医療機関と連携体制を構築することが重要です。

3 医療従事者の確保・養成

地域における医療提供体制を構築する上で、医師・看護師等の偏在の解消や医療機関の勤務環境の改善等により、医療従事者の確保・定着・離職防止が必要になっていきます。

そのため、地域医療介護総合確保基金の有効活用も含めた施策を引き続き検討します。

また、限りある医療資源を有効活用し、質の高い医療を安全に提供するためには、各医療職種の高い専門性を前提とし、業務を分担するとともに互いに連携・補完し合うチーム医療を推進していくことも必要です。

チーム医療の推進に当たっては、専門職人材の確保が重要であり、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリテーション関連職種、医療ソーシャルワーカー等の専門職の人材確保に取り組む必要があります。

医療従事者の確保は、入院医療だけではなく、在宅医療の推進においても求められていることから、地域包括ケアシステムの構築の観点から、各町とも連携を図りながら進めていきます。

八雲町においては、現在、看護職員に対する奨学資金貸付制度を設けていますが、薬剤師の確保も困難であることから、薬剤師養成施設へ修学する学生に対し、奨学資金を貸付する等の制度の拡充も検討しています。

長万部町においては、看護師養成施設等の看護学生に対する奨学資金貸付制度を設けています。

今金町においては、医師を除く医療従事者確保策として奨学金制度を設けています。

せたな町においては、医療職等養成施設に入学する者又は在学している者で、将来、町職員に従事する者を対象とした医療職等奨学資金貸付条例を制定しています。

その他、一日看護体験、地域医療体験実習を行うなど、将来を担う人材の確保に取り組んでいる医療機関もあります。

今後も、様々な取組について、区域全体で検討していきます。

第7節 5疾病・5事業の状況

1 5疾病・5事業の圏域

北海道の二次医療圏は21圏域ありますが、5疾病・5事業毎に、地域の実情に応じて、それぞれの圏域を設定しています。

がん、救急医療（三次）、周産期医療（総合周産期センター）、小児医療（高度・専門医療、三次救急）は、6つの三次医療圏を単位に設定しています。

また、精神疾病（精神科救急）は、三次医療圏を基本に、さらに道央圏域を3分割し、計8圏域を設定しています。

2 指定医療機関等の状況

別添資料（第9節 資料編）のとおり

第8節 地域医療構想策定後の取組

1 構想策定後の実現に向けた取組

(1) 基本的な事項

北渡島檜山構想区域に設置した、各町、医療関係者等による北渡島檜山圏域地域医療構想調整会議において、関係者との連携を図りつつ、将来の病床の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な協議を行うほか、各医療機関の自主的な取組も必要となります。

(2) 各医療機関での取組

各医療機関は、自らの行っている医療内容やその体制に基づき、将来目指していく医療について検討を行うことが必要となります。

その上で、自院内の病床の機能分化を進めるに当たり、病床機能報告制度により、同一構想区域における他の医療機関の各機能の選択状況等を把握することが可能となります。

また、地域医療構想により、北渡島檜山構想区域における病床の機能区分毎の平成37（2025年）における必要病床数も把握することが可能になります。これら2つの情報（データ）を比較するなどして、地域における自院内の病床機能の相対的位置付けを客観的に把握した上で、次のような自主的な取組を進めることも可能となります。

まず、様々な病気の患者が入院している各々の病棟において、病床機能の選択を行った上で、病棟単位で当該病床の機能に応じた患者の収れんのさせ方や、それに応じた必要な体制の構築などを検討します。

併せて、自主的な取組を踏まえ、北渡島檜山圏域地域医療構想調整会議等を活用し、地域における病床機能の分化と連携に応じた自院の位置付けを確認することが可能になります。

例えば、回復期のリハビリテーション機能を集約化すること、療養病床について在宅医療等への転換を進めること等が挙げられます。

以上の取組を受け、次年度の病床機能報告への反映や地域医療介護総合確保基金の活用を検討し、更なる自院の運営の改善と地域における役割の明確化を検討します。

また、これらの取組により、区域全体で見ても、病床機能報告制度における病棟の報告病床数と、地域医療構想における必要病床数がしだいに収れんされていき、不足する機能の解消や、患者数との整合を図ることも可能になります。

(3) 北海道の取組

医療機関の自主的な取組及び医療機関相互の協議により、病床機能の分化及び連携等による将来のあるべき医療提供体制を実現するためには、地域の医療提供体制の確保に責任を有する北海道が、その役割を適切に発揮する必要があります。

このため、医療機関への情報提供を含め、北海道において、次の各段階における取組を行っていきます。

ア 病床機能報告による現状と地域医療構想における必要病床数との比較

北海道は、病床機能の分化及び連携について、まずは病床機能報告制度によって、各医療機関が担っている病床機能の現状を把握・分析をします。

その結果を踏まえ、地域医療構想において定める構想区域における病床の機能区分毎の将来の医療需要と必要病床数とを、地域全体の状況として把握します。

イ 病床の機能区分毎における構想区域内の医療機関の状況の把握

北海道は、各医療機関が地域における自院の位置付けを容易に把握することができるよう、構想区域における病床の機能区分毎に医療機関の状況を整理する必要があります。

病床機能報告制度では、具体的な医療の内容に関し比較の参考となる項目が報告されていることから、これらを基に、各医療機関が地域における将来のあるべき姿に応じて検討できるような資料・データを北海道が作成します。

ウ 地域医療構想調整会議における協議の促進

北海道は、地域において各医療機関が担っている医療の現状を基に、医療機関相互の協議を促進することとしていますが、そのためには、各医療機関の自主的な取組を改めて促進する必要があります。

これを踏まえ、北海道は必要に応じて地域医療構想調整会議を開催するなど、不足している病床機能への対応（過剰となると見込まれる病床機能からの転換を含む。）について、具体的な協議を促進します。

その際、地域医療介護総合確保基金の活用も検討することとなりますが、早い段階で平成37（2025）年までの各構想区域における工程表を作成することが望ましいとされています。

エ 平成37（2025）年までのPDCA

工程表が策定できていない段階においては、各医療機関が地域における位置付けを検討し、病棟毎に担う病床の機能に応じた対応を行うことを促進する必要があります。

また、工程表を策定したとしても、各医療機関における状況の変化等により計画どおりに進めることが困難又は不適當な場合も考えられます。

このため、平成37（2025）年まで毎年、進捗状況の検証を行い、工程表の変更も含め、地域医療構想の実現を図っていく必要があります。

その際、構想区域全体及び北海道内全体で、病床機能報告制度における病棟の報告病床数と、地域医療構想における必要病床数がしだいに収れんされていることを確認する必要がありますが、不足する病床機能の解消のためには、過剰となっている病床機能からの転換を促すことにより、医療需要に応じた医療の提供が可能になるという視点の共有を進め、病床機能報告制度における病棟の報告病床数と患者数との整合性が図ることができるよう、検討を重ねます。

また、毎年、北海道総合保健医療協議会地域医療専門委員会に報告することにより、各構想区域における進捗状況の比較や、より広い立場からの意見を求めることが可能となるため、適宜、同委員会を開催していきます。

2 北海道知事による対応

医療法改正等により、都道府県知事は地域医療構想の実現に向けて次の対応が可能とされたことから、地域医療の実情を把握し、北海道医療審議会や地域医療構想調整会議を円滑に運営させることにより、適切に対応することが必要であります。

(1) 病院・有床診療所の開設・増床等への対応

病院・有床診療所の開設・増床等の許可の際に、不足している病床の機能区分に係る医療の提供という条件を付することができます（指定都市にあっては、指定都市の市長に当該条件を付するよう求めることができます）（医療法第7条第5項）。

(2) 既存医療機関が過剰な病床の機能区分に転換しようとする場合の対応

過剰な病床の機能区分に転換しようとする理由等を記載した書面の提出を求めることができます（医療法第30条の15第1項）。

当該書面に記載された理由等が十分でないとき等は、地域医療構想調整会議における協議に参加するよう求めることができます（同条第2項）。

地域医療構想調整会議における協議が調わないとき等は、北海道医療審議会に出席し、当該理由等について説明をするよう求めることができます（同条第4項）。

地域医療構想調整会議における協議の内容及び北海道医療審議会の説明の内容を踏まえ、当該理由等がやむを得ないものと認められないときは、北海道医療審議会の意見を聴いて、過剰な病床機能に転換しないことを公的医療機関等に命令することができます。

なお、公的医療機関等以外の医療機関にあっては、要請することができます（同条第6項及び第7項）。

(3) 地域医療構想調整会議における協議が調わない等、自主的な取組だけでは不足している機能の充足が進まない場合の対応

北海道医療審議会の意見を聴いて、不足している病床の機能区分に係る医療を提供すること等を公的医療機関等に指示することができます。なお、公的医療機関等以外の医療機関にあっては、要請することができます。

(4) 稼働していない病床への対応

病床過剰地域において、公的医療機関等が正当な理由がなく病床を稼働していないときは、北海道医療審議会の意見を聴いて、当該病床の削減を命令することができます（医療法第7条の2第3項）。

なお、公的医療機関等以外の医療機関にあっては、病床過剰地域において、かつ医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合において、正当な理由がなく病床を稼働していないときは、北海道医療審議会の意見を聴いて、当該病床の削減を要請することができます（同法第30条の12第1項）。

また、実際には、病床の稼働状況は病床機能報告制度において病棟単位で把握することが可能であることから、病棟単位で病床が稼働していないことについて正当な理由がない場合に、当該対応を検討します。

3 地域医療構想の実現に向けたP D C A

地域医療構想について北海道は、地域医療構想の実現に必要な事業の進捗評価を定期的に実施し、必要に応じて施策の見直しを図るなど、P D C Aサイクルを効果的に機能させることが必要であります。

地域医療構想を実現するための施策において、地域医療介護総合確保基金を活用した事業については、北海道計画に位置付けることとなりますが、地域医療構想の目標等と連動しつつ、基金が適切に活用されたことが確認できる評価指標を設定する必要があります。

その際、将来のあるべき医療提供体制を目指すものとして、地域医療構想を含む医療計画と北海道計画の方向性は一致しており、可能な評価指標は共通化するなど効率化も考慮します。

4 住民への公表

医療を受ける当事者である患者・住民が、医療提供体制を理解し、適切な受療行動をとるためには、計画の評価や見直しの客観性及び透明性を高める必要があることから、北海道はこれらをホームページ等で住民に分かりやすく公表します。

第 9 節

資料編

1 検討経緯

月 日	地域医療構想調整専門部会	その他
	<p>1 事前承認を得た上で「地域医療構想調整会議」を設置。 この「地域医療構想調整会議」は「連携推進会議」と同格と位置付ける。</p> <p>2 「地域医療構想調整会議」の下部組織として、「地域医療構想調整専門部会」を設置。</p>	
平成27年10月 5日	第1回開催	
平成27年12月14日	第2回開催	
平成28年 2月22日	第3回開催	

2 地域医療構想調整会議設置要綱、委員名簿等

(1) 北渡島檜山圏域地域医療構想調整会議設置要綱

(設置)

第1条 地域医療構想を策定する区域(医療法第30条の4第2項第7号の規定により定める区域のこと。以下「構想区域」という。)において、関係者との連携を図りつつ、将来の病床数の必要量を達成するための方策その他地域医療構想の達成を推進するために必要な協議を行うため、医療法第30条の14第1項に定める「協議の場」として、北渡島檜山圏域地域医療構想調整会議(以下「調整会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 調整会議は、構想区域内における次の事項について協議する。

(1) 地域医療構想の達成の推進に関する事項

(組織)

第3条 調整会議は、次に掲げる者又は団体に所属する者から、北海道渡島総合振興局長が委嘱した委員で組織する。

- (1) 保健医療福祉サービスの受益者
- (2) 保健医療福祉サービスの提供者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他必要と認められる者

(委員の任期)

2 委員の任期は2年とする。ただし、任期途中で退任した委員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

3 調整会議に、会長及び副会長を置く。

- (1) 会長及び副会長は、委員が互選した者をもって充てる。
- (2) 会長は、調整会議を代表し、会務を総理する。
- (3) 会長に事故があるときのほか、議事の内容により議長に重大な利益又は不利益が生じるおそれがあると委員の過半数が認める場合は、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 調整会議は、必要の都度会長が招集する。

2 会長は、調整会議における協議をより効果的・効率的に進める観点から、議事等の必要に応じて、委員の参加を制限することができるほか、委員以外の関係者の参加を求めることができる。

(部会)

第5条 調整会議に、必要に応じ、調整会議の承認を得て、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長が指名した委員のほか、会長が必要と認める者をもって組織する。
- 3 専門部会の運営は、別に定める運営要領を持って行う。

(事務局)

第6条 事務局を北海道渡島総合振興局保健環境部八雲地域保健室企画総務課におき、調整会議に関する庶務を処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が調整会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月7日から施行する。

(2) 北渡島檜山圏地域医療構想調整会議 委員名簿

平成28年2月1日現在

役 職 名	氏 名	備考
八雲町長	岩村 克詔	
長万部町長	木幡 正志	
今金町長	外崎 秀人	
せたな町長	高橋 貞光	
八雲町教育委員会教育長	瀧澤 誠	
北海道今金高等養護学校長	高嶋 利次郎	
渡島医師会常任理事 (八雲総合病院長)	佐藤 博	
北部檜山医師会会長 (せたな国保病院院長)	森 利光	
魚住金婚湯医院長	田上 廣樹	
函館歯科医師会代表 (八雲総合病院歯科医師)	吉村 潤司	
函館薬剤師会地方担当委員 (河野薬局管理者)	河野 洋一郎	
北海道看護協会道南北支部長 (八雲総合病院総看護師長)	菊地 祐子	
介護老人福祉施設大成長生園施設長	田中 基己	
渡島管内社会福祉協議会連絡協議会理事 (八雲町社会福祉協議会会長)	秋松 等	
長万部町老人クラブ連合会会長	神野 武夫	
八雲町女性連絡会議やくもレディースネット理事	的場 小夜子	
精神障害者家族会北部檜山希望の会事務局長	菅原 久美子	
八雲マリア幼稚園長	赤井 睦美	

(3) 北渡島檜山圏域地域医療構想調整会議 地域医療構想調整専門部会運営要領

第1 目的

この要領は、北渡島檜山圏域地域医療構想調整会議要綱第5条の規定に基づき設置する地域医療構想調整専門部会（以下「部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 協議事項

部会は次の事項について協議するものとする。

- (1) 病院等が担うべき病床機能に関すること。
- (2) 病床機能報告制度による情報等の共有に関すること。
- (3) その他、地域医療構想の達成の推進に関すること。

第3 部会長及び副部会長

部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、調整部会の委員の中から会長が指名した者をもって充てる。
- 3 部会長は、会務を総理する。
- 4 部会長に事故があるときのほか、議事の内容により部会長に重大な利益または不利益が生じるおそれのあると委員の過半数が認める場合は、副部会長がその職務を代理する。

第4 会議

部会の会議は、必要の都度部会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

第5 庶務

部会の庶務は、北海道渡島総合振興局保健環境部八雲地域保健室企画総務課において処理する。

第6 その他

この要領で定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は部会長が部会に諮って定める。

第7 施行年月日

この要領は、平成27年9月7日から施行する。

(4) 地域医療構想調整専門部会 委員名簿

平成28年2月1日現在

役 職 名	氏 名	備 考
一般社団法人渡島医師会常任理事 (八雲総合病院長)	佐藤 博	部会長
北部檜山医師会会長 (せたな国保病院院長)	森 利光	副部会長
八雲町保健福祉課長	三澤 聡	
長万部町保健福祉課長	中森 恵	
今金町保健福祉課長	北見 伸夫	
せたな町保健福祉課長	丹羽 優	
医療法人財団明理会 道南ロイヤル病院事務長	藤谷 穂彦	
今金町介護老人保健施設事務長	太田越 宜晴	
公益社団法人北海道看護協会 道南北支部支部長	菊地 祐子	
公益社団法人北海道作業療法士会 道南支部支部長代理	小岩 伸之	
渡島管内社会福祉協議会連絡協議会理事	秋松 等	
檜山地区町社協連絡協議会理事	三浦 修	

3 指定医療機関等の状況

別表1 がん診療連携拠点病院一覧

【医療機関名公表基準】

「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」（平成18年2月1日付健発第0201004号厚生労働省健康局長通知）により厚生労働大臣が指定したがん診療連携拠点病院

（平成27年4月1日現在）

第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	地域がん診療連携拠点病院
道	南	函館市	市立函館病院、函館五稜郭病院

別表2 北海道がん診療連携指定病院

【医療機関名公表基準】

「北海道がん診療連携指定病院整備要綱」（平成24年12月28日付地保第3277号北海道保健福祉部長通知）により北海道知事が指定した病院

（平成27年4月1日現在）

第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	がん診療連携指定病院
道	南	函館市	函館中央病院

別表3 脳卒中の急性期医療を担う医療機関一覧

【医療機関名公表基準】

次の①～③が24時間対応可能である病院・診療所（病院群輪番制をとっている圏域については、救急当番日のみの場合を含む）
 ①血液検査及び画像（CT・MRI、超音波検査等）
 ②開頭手術（脳動脈瘤クリッピング術、脳内血腫除去術、減圧開頭術等）、外科的血行再建術、かつ脳血管内手術
 ③t-PAによる血栓溶解療法

（平成27年4月1日現在）

第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	医療機関
道	南	函館市	函館脳神経外科病院、函館新都市病院、市立函館病院、函館中央病院

別表4 脳卒中の回復期医療を担う医療機関一覧

【医療機関名公表基準】

次の①②の両方を満たす病院・診療所
 ①脳血管疾患等リハビリテーション料の保険診療に係る届出をしている
 ②脳卒中の回復期リハビリテーションの対応が可能

（平成27年4月1日現在）

第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	医療機関	
道	南	函館市	函館脳神経外科病院、函館新都市病院、亀田病院、高橋病院、西堀病院、 函館渡辺病院、飯田内科クリニックいしかわ、共愛会病院、函館接北病院、 北海道社会事業協会函館病院、富田病院、函館市医師会病院、平山医院 深瀬医院、函館赤十字病院、市立函館恵山病院	
			松前町	松前町立松前病院
			木古内町	木古内町国民健康保険病院
			七飯町	ななえ新病院、函館脳神経外科七飯クリニック
		森町	新都市砂原病院	
		南檜山江差町	北海道立江差病院	
		北渡島檜山八雲町	八雲総合病院	
		せたな町	せたな町立国保病院	

別表5 急性心筋梗塞の急性期医療を担う医療機関一覧

〔医療機関公表基準〕

次の①～③が24時間対応可能であり（病院群輪番制をとっている圏域については、救急当番日のみの場合を含む）、かつ、④または⑤を満たす病院・診療所

- ①放射線等機器検査（心電図・冠動脈造影等）
- ②臨床検査（血清マーカー等）
- ③経皮的冠動脈形成術の治療
- ④冠動脈バイパス術等外科的治療が実施可能
- ⑤冠動脈バイパス術等外科的治療は実施しないが、他医療機関への紹介が可能

（平成27年4月1日現在）

第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	医療機関	備考	
道	南	南 渡 島	函 館 市	函館中央病院、市立函館病院	
				函館五稜郭病院、国立病院機構函館病院	※
		南 檜 山			
		北 渡 島 檜 山	八 雲 町	八雲総合病院	※

※病院群輪番制によるため、対応可能日は確認が必要

別表6 糖尿病公表該当医療機関一覧

〔医療機関公表基準〕

北海道医療機能情報公表制度に基づく、医療機能情報の報告内容から、次の①から③の項目のいずれかに該当する医療機関

- ① インスリン療法を行うことができること
- ② 糖尿病患者教育（食事療法・運動療法・自己血糖測定）を行うことができること
- ③ 糖尿病による合併症に対する継続的な管理及び指導を行うことができること

（平成27年4月1日現在）

第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	医療機関名	該当項目			
				①	②	③	
道	南	南 渡 島	函 館 市	岡和田産婦人科医院		○	
				たかひろクリニック	○	○	○
				客藤内科クリニック	○	○	○
				中川内科クリニック	○	○	○
				聖仁会森病院	○	○	○
				ごとう内科胃腸科	○	○	○
				富田病院	○	○	○
				北海道社会事業協会函館病院	○	○	
				社会医療法人 高橋病院	○	○	○
				尚仁会竹田病院	○	○	○
				古河内科	○	○	○
				恩村内科医院	○	○	○
				かくもと内科消化器科クリニック	○	○	○
				函館五稜郭病院	○	○	○
				市立函館南茅部病院	○	○	○
				ケアプラザ新函館・たけだクリニック	○	○	○
				小菅内科医院	○		○
				柳川内科胃腸科	○		
				亀田病院	○	○	○
				菅原内科クリニック	○	○	
				はらだ内科消化器科クリニック	○		○
				飯田内科クリニック	○	○	○
				飯田内科クリニックいしかわ	○	○	○
				久保田内科胃腸科医院	○	○	○
				かみゆのかわ医院	○	○	○
				穂法華クリニック	○	○	○
				わたなべ透析内科	○	○	○
	広瀬医院	○	○	○			
	亀田病院分院亀田北病院	○	○				
	北美原クリニック	○	○	○			
	函館新都市病院	○	○	○			

(平成27年4月1日現在)

第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	医療機関名	該当項目		
				①	②	③
道南	南渡島	函館市	佐野内科胃腸科医院	○	○	○
			函館おおてまちクリニック	○	○	○
			中島内科循環器科メンタルクリニック	○	○	○
			西部大山医院	○	○	○
			弥生坂内科クリニック	○	○	○
			たけうち内科胃腸科医院	○	○	○
			しもの循環器・内科クリニック	○	○	○
			共愛会病院	○	○	○
			道南勤医協稜北クリニック	○	○	○
			道南勤医協函館稜北病院	○	○	○
			仲屋内科	○	○	
			函館おしま病院	○		○
			はら内科クリニック	○	○	○
			聖仁会森内科	○	○	○
			平山医院	○	○	○
			多田内科医院	○	○	○
			第一内科医院	○	○	○
			平野内科胃腸科	○	○	○
			市立函館恵山病院	○	○	○
			イーストかたやま内科消化器科	○	○	○
			内科高橋清仁クリニック	○	○	○
			協立消化器循環器病院	○	○	○
			函館友愛会千葉医院	○	○	
			函館市医師会病院	○	○	○
			ひでしま内科クリニック	○	○	○
			函館赤十字病院	○	○	○
			鈴木内科・外科クリニック	○	○	
			葛西内科小児科医院	○	○	○
			五稜郭みやざき勢内科クリニック	○		
			函館中央病院	○	○	○
			あんざいクリニック	○	○	○
			五稜郭ネフロクリニック	○	○	○
			さいとう内科循環器内科医院			○
			長谷川循環器内科クリニック	○		
		アリエス循環器科内科クリニック	○	○	○	
		深瀬医院	○	○	○	
		北斗市	いいだ内科	○	○	○
			おおきた内科胃腸科医院	○	○	○
			小松内科循環器科医院	○	○	○
			平田博巳内科クリニック	○	○	○
			海老沢医院	○	○	○
			熊谷内科小児科医院	○	○	○
			きむらクリニック	○	○	○
		しいき循環器科内科医院	○	○	○	
		松前町	松前町立松前病院	○	○	○
			よした整形外科		○	○
			松前記念クリニック	○		○
		知内町	知内診療所	○	○	○
			木古内町	おおえ内科消化器科	○	○
		七飯町	木古内町国民健康保険病院	○	○	○
			光鏡医院	○	○	○
			野畔の花クリニック	○	○	○
		鹿部町	望ヶ丘医院	○	○	○
			丸山内科医院	○	○	○
			三木内科泌尿器科クリニック	○	○	○
			ななえ新病院	○	○	○
			宮村内科医院	○	○	○
向井クリニック	○	○	○			
鹿部町	しかべ内科診療所	○	○	○		

(平成27年4月1日現在)

第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	医療機関名	該当項目			
				①	②	③	
道南	南渡島	森町	村本外科医院	○	○	○	
			幾世橋医院	○	○	○	
			森町国民健康保険病院	○	○	○	
			くがメディカルクリニック	○	○	○	
	南檜山	江差町	佐々木病院	○	○	○	
			道南勤医協江差診療所	○	○	○	
			北海道立江差病院	○	○	○	
			上ノ国町	町立上ノ国診療所	○	○	○
			上ノ国町立石崎診療所		○	○	
		厚沢部町	厚沢部町国民健康保険病院	○	○	○	
		乙部町	乙部町国民健康保険病院	○	○	○	
		奥尻町	奥尻町国民健康保険病院	○	○		
		北渡島檜山	八雲町	八雲町熊石国民健康保険病院	○	○	○
				魚住金婚湯医院	○	○	○
	八雲総合病院			○	○	○	
	八雲ユースラップ医院			○	○	○	
	長万部町		長万部町立病院	○	○	○	
	今金町		今金町国保病院	○	○	○	
	せたな町	せたな町立国保病院瀬棚診療所	○	○	○		
		せたな町立国保病院大成診療所	○	○	○		
せたな町立国保病院		○	○	○			
道南ロイヤル病院		○	○				

別表7 精神疾患の「予防・アクセス」、「治療・回復・社会復帰」(うつ病を含む)に係る医療機能を担う医療機関一覧

【医療機関公表基準】

- 次の基準に該当する医療機関
- ① 有床精神科病院
医療法第7条に基づく精神病床を有する病院（基準日現在において病床休止中の病院を除く）
- ② 精神科デイ・ケア等実施施設
精神科デイ・ケア等を実施している医療機関であって、厚生労働大臣の定める次の保険診療に係る届出をしているもの
・精神科デイ・ケア（大規模なもの・小規模なもの）、精神科ナイト・ケア、精神科デイ・ナイト・ケア、精神科ショート・ケア（大規模なもの・小規模なもの）
- ③ 往診・訪問看護実施施設
ア 医療法に基づく診療科目名を「精神科」又は「神経科」等としている医療機関であって、次の保険診療を行っているもの
・往診科、在宅患者訪問診療科、在宅時医学総合管理科、特定施設入居時等医学総合管理科
イ 次の保険診療を行っている医療機関
・精神科訪問看護・指導科

【① 有床精神科病院】

(平成27年4月1日現在)

第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	医療機関
道南	南渡島	函館市	函館渡辺病院、佐々木病院、富田病院、亀田病院分院亀田北病院、市立函館病院
		七飯町	なるかわ病院
		森町	森の里病院
	南檜山	江差町	北海道立江差病院
	北渡島檜山	八雲町	八雲総合病院

【② 精神科デイケア等実施施設】

(平成27年4月1日現在)

第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	医療機関
道南	南渡島	函館市	医療法人富田病院、亀田病院分院亀田北病院、五稜郭メンタルクリニック、函館渡辺病院附属ゆのかわメンタルクリニック、かとうメンタルクリニック、市立函館病院
		七飯町	なるかわ病院

【③ 往診・訪問看護実施施設】

(往診科、在宅患者訪問診療科、在宅時医学総合管理科、特定施設入居時等医学総合管理科)

(平成27年4月1日現在)

第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	医療機関
道南	南渡島	函館市	函館渡辺病院附属ゆのかわメンタルクリニック、ピュアこころのクリニック
		七飯町	なるかわ病院
		森町	森の里病院、くがメディカルクリニック

【③ 往診・訪問看護実施施設】

(精神科訪問看護・指導科)

(平成27年4月1日現在)

第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	医療機関	
道 南	南 渡 島	函 館 市	富田病院、亀田病院分院亀田北病院、五稜郭メンタルクリニック、 函館渡辺病院附属ゆのかわメンタルクリニック、ピュアこころのクリニック、 市立函館病院	
			七 飯 町	なるかわ病院
			森 町	森の里病院、くがメディカルクリニック
		北 渡 島 檜 山	八 雲 町	八雲総合病院

別表8 精神科救急・身体合併症に係る医療機能を担う医療機関一覧

【医療機関名公表基準】

<p>北海道精神科救急医療体制整備事業実施要綱に定める次の医療機関</p> <p>① 精神科救急医療施設 輪番制により休日・夜間の診療体制及び1床以上の空床を確保する精神科病院</p> <p>② 合併症受入協力病院 身体合併症を有する精神疾患患者について、身体疾患の治療を優先させる必要がある場合に入院受入れ及び治療を行う病院</p> <p>③ 遠隔地域支援病院 輪番病院（当番病院）等から離れた地域の患者について、当番病院から要請があった場合に受入れ及び治療を行う精神科病院</p> <p>④ 後方支援病院 救急医療を終了した者について、当番病院から要請があった場合に受入れ及び治療を行う精神科病院</p>
--

注) 表中「※」を表記している病院は、精神科病院以外の病院で合併症受入協力病院を示します。

(平成27年4月1日現在)

第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	医療機関	①	②	③	④
道 南	南 渡 島	函 館 市	函館渡辺病院	○	○		
			富田病院	○	○		
			市立函館病院	○	○		
			亀田病院分院亀田北病院	○			
			※ 函館五稜郭病院		○		
			※ 函館赤十字病院		○		
			※ 函館中央病院		○		
		※ 函館市医師会病院		○			
		※ 医療法人亀田病院		○			
			七 飯 町	なるかわ病院	○		
	森 町	森の里病院			○		
	南 檜 山	江 差 町	北海道立江差病院		○	○	
	北 渡 島 檜 山	八 雲 町	八雲総合病院		○	○	

別表9 児童精神医療に係る医療機能を担う医療機関一覧

【医療機関名公表基準】

<p>次の基準に該当する医療機関</p> <p>①児童精神科等標榜施設 医療法に基づく診療科目として、児童・思春期精神医療に関する「児童精神科」、「小児精神科」又は「児童思春期精神科」等を標榜している医療機関</p> <p>②専門医・認定医等 次に掲げる専門医・認定医等が勤務する医療機関 ・日本児童青年精神医学会認定医、日本小児精神神経学会認定医、日本小児神経学会専門医、日本小児心身医学会認定医、日本小児科医学会子どもの心相談医</p>
--

【① 児童精神科等標榜施設】

(平成27年4月1日現在)

第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	医療機関	備考
道 南	南 渡 島	函 館 市	函館渡辺病院	児童精神科

【② 専門医・認定医等】

(平成27年4月1日現在)

第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	医療機関
道 南	南 渡 島	北 斗 市	かみいそこどもクリニック

別表10 認知症に係る医療機能を担う医療機関一覧

【医療機関名公表基準】

- 次の基準に該当する医療機関
- ①認知症疾患医療センター
北海道認知症疾患医療センター運営実施要綱に基づき、北海道知事が指定した医療機関
 - ②鑑別診断実施施設
認知症の鑑別診断を実施することができる医療機関であって、次の要件をいずれも満たすもの
 - ア 「日本老年精神神経医学会専門医」、「日本認知症学会専門医」又は「認知症に係る経験が5年以上の医師」が専任配置されていること
 - イ 臨床心理技術者が1名以上配置されていること（兼務可）
 - ③認知症治療病種を有する医療機関
認知症の専門病種を有する医療機関であって、厚生労働大臣が定める次の保険診療に係る届出をしている施設
 - ・ 認知症治療専門病種入院科届出医療機関

【① 認知症疾患医療センター】

(平成27年4月1日現在)

第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	医療機関
道	南南 渡 島	函 館 市	函館渡辺病院、富田病院、亀田病院分院 亀田北病院

【② 鑑別診断実施施設】

(平成27年4月1日現在)

第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	医療機関
道	南南 渡 島	函 館 市	函館渡辺病院附属ゆのかわメンタルクリニック
		七 飯 町	医療法人社団立青会なるかわ病院

【③ 認知症治療病種を有する医療機関】

(認知症専門治療病種入院科届出医療機関)

(平成27年4月1日現在)

第三次医療圏	第二次医療圏	市区町村	医療機関
道	中央 南 渡 島	函 館 市	亀田病院分院 亀田北病院


別表 1 1 初期救急医療機関及び二次救急医療機関一覧

◎ 北海道救急医療・広域災害情報システム
 (休日・夜間の当番医や診療科などの医療機関情報を提供しています)

・ 情報案内センター
 0120-20-8699

011-221-8699 (携帯電話・スマートフォン・PHSから)

・ ホームページアドレス (パソコン・携帯電話等から)
<http://www.qq.pref.hokkaido.jp>

【QRコード】


【医療機関名公表基準】

○初期救急医療機関
 休日・夜間における比較的軽症な救急患者の医療を確保するため、在宅当番医制を実施する市町村(郡市医師会)並びに市町村が設置する休日夜間急患センター

○二次救急医療機関
 救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関として「救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)」に基づき北海道知事が認定した救急告示医療機関及び休日・夜間に入院を要する重症救急患者に対応する救急医療機関として病院群輪番制に参加する医療機関

(平成27年4月1日現在)

第三次医療圏	第二次医療圏	初期救急医療機関			二次救急医療機関							
		市区町村	在宅当番医制	休日夜間急患センター	救急	輪番	★救急告示 ●輪番参加 ※診療所					
道南	南渡島	函館市	函館市医師会	函館市夜間急患センター	★	●	函館中央病院					
					★	●	共愛会病院					
					★	●	函館赤十字病院					
					★		高橋病院					
					★		函館おおむら整形外科病院					
					★	●	函館五稜郭病院					
					★		市立函館恵山病院					
					★	●	函館新都市病院					
					★	●	函館市医師会病院					
					★	●	函館脳神経外科病院					
					★	●	国立病院機構函館病院					
					★		市立函館南茅部病院					
					★	●	市立函館病院					
					★	●	函館渡辺病院					
					★	●	北海道社会事業協会函館病院					
	★		富田病院									
	★		亀田病院									
	★		西堀病院									
	★		松前町立松前病院									
	★		木古内町国民健康保険病院									
	★		ななえ新病院									
	★		森町国民健康保険病院									
	南檜山	江差町	檜山医師会	檜山医師会		★	●	北海道立江差病院				
						★		※江差脳神経外科クリニック				
						★		厚沢部町国民健康保険病院				
						★		乙部町国民健康保険病院				
						★		奥尻町国民健康保険病院				
北渡島檜山						八雲町	渡島医師会	渡島医師会		★		八雲町熊石国民健康保険病院
										★	●	八雲総合病院
										★		長万部町立病院
										★		今金町国保病院
	せたな町	北部檜山医師会	北部檜山医師会		★		せたな町立国保病院					

別表12 休日夜間急患センター 一覧

【医療機関名公表基準】

休日・夜間における比較的軽症な救急患者の医療を確保するため、市町村が設置する休日夜間急患センター

(平成27年4月1日現在)

第三次医療圏	第二次医療圏	施設名	所在地	診療科目
道南	南渡島	函館市夜間急病センター	函館市五稜郭町23番1号 総合保健センター内	内科・小児科 ・外科

別表13 救命救急センター 一覧

【医療機関名公表基準】

原則、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる三次救急医療機関として北海道知事が指定した救命救急センター

(平成27年4月1日現在)

第三次医療圏	第二次医療圏	病院名	区分	指定年月日
道南	南渡島	市立函館病院	救命救急センター運営病床数 30床 ドクターヘリ基地病院	昭和56年4月1日 平成27年2月16日

別表14 災害拠点病院 一覧

【医療機関名公表基準】

災害時における医療の確保及び搬送体制の整備を図るため、北海道知事が災害拠点病院として指定した病院

【基幹災害拠点病院】

(平成27年4月1日現在)

圏域	指定病院名	指定年月日
全道域	札幌医科大学附属病院	平成9年 1月 7日

【地域災害拠点病院】

(平成27年4月1日現在)

第三次医療圏	第二次医療圏	指定病院名	指定年月日
道南	南渡島	市立函館病院	平成9年 1月 7日
	南檜山	北海道立江差病院	平成9年 3月 28日
	北渡島檜山	八雲総合病院	平成9年12月25日

別表15 北海道DMAT指定医療機関 一覧

【医療機関名公表基準】

災害時に迅速に駆けつけ、救急医療活動を行うために専門的な訓練を受けた北海道DMATとして北海道知事が指定した病院

(平成27年4月1日現在)

第三次医療圏	第二次医療圏	指定病院名	指定年月日
道南	南渡島	市立函館病院	平成19年 9月12日
	南檜山	北海道立江差病院	平成26年 3月26日
	北渡島檜山	八雲総合病院	平成26年 3月26日

別表16 へき地医療拠点病院及びへき地診療所等一覧

(平成27年4月1日現在)

第三次医療圏	第二次医療圏	へき地医療拠点病院 支援側 ～H15.4指定	へき地医療を支援する民間医療機関	へき地診療所(国保直営診療所含む)		過疎地域等特定診療所	無医地区等(H21.10)	無歯科医地区等(H21.10)	
				市町村	市町村				
道	南南渡島		[派遣] 新札幌恵愛会病院	松前町	町立江良診療所				
			西岡病院 北広島病院	知内町	知内町立湯の里診療所		1町 1地区	1町 1地区	
			恵佑会札幌病院 秀眸会大塚眼科病院	函館市	楳法華クリニック				
	南檜山	道立江差病院	北海道循環器病院	上ノ国町	上ノ国町立石崎診療所	上ノ国町	上ノ国町立歯科診療所	2町 2地区	2町 2地区
			札幌しろかば台病院 札幌北楡病院 札幌里塚病院		町立上ノ国診療所		上ノ国町立石崎歯科診療所		
			社会医療法人高橋病院 時計台記念病院	奥尻町	奥尻町国保青苗診療所	奥尻町	奥尻町国保青苗歯科診療所		
	北渡島檜山	八雲総合病院	碩心会心臓血管センター	せたな町	せたな町立国保病院大成診療所	せたな町	せたな町大成歯科診療所	2町 8地区	2町 6地区
			北海道大野病院 三草会クラーク病院 西成病院				八雲町		
			札幌清田整形外科病院 札幌清田病院 札幌南三条病院						
			耳鼻咽喉科麻生病院 手稲いなづみ病院 西堀病院						
			愛心メモリアル病院 札幌白石記念病院 西岡第一病院						
			[運営] あつた中央クリニック 洞爺湖温泉診療所 知床ろうす国民健康保険診療所						

別表17 周産期母子医療センター一覧

〔医療機関名公表基準〕

高度な周産期医療を行う医療機関として北海道知事が指定又は認定した周産期母子医療センター

(平成27年4月1日現在)

第三次医療圏	第二次医療圏	医療機関名	区分	【指定年月日】 (認定年月日)
道 南	南 渡 島	函館中央病院	総合	【平成20年2月22日】
		市立函館病院	地域	(平成13年10月1日)
	南 檜 山	北海道立江差病院	地域	(平成13年10月1日)
	北 渡 島 檜 山	八雲総合病院	地域	(平成13年10月1日)

別表18 産科又は産婦人科を標ぼうする医療機関一覧

●分娩実施中の医療機関

(平成27年4月1日現在)

第三次医療圏	第二次医療圏	所管保健所	病 院	有床診療所	無 床 診療所
道 南	南 渡 島	市 立 函 館	● 函館中央病院	● えんどう桔梗マタニティクリニック	産婦人科 ほんどおりクリニック
			● 市立函館病院	● こじま産婦人科	
			● 函館五稜郭病院	湯の川女性クリニック	
			● 共愛会病院	三浦レディースクリニック	
			● 秋山記念病院	産科婦人科白鳥クリニック	
			● 国立病院機構函館病院	藤松産婦人科医院	
			● 阿和田産婦人科医院		
	南 檜 山	江 差	● 北海道立江差病院		
			● 奥尻町国民健康保険病院		
	北 渡 島 檜 山	八 雲	● 八雲総合病院		

別表19 助産師外来・院内助産所開設医療機関一覧

※ 渡島檜山管内は未設置。

別表20 小児救急医療支援事業参加病院一覧（小児二次救急医療体制）

〔医療機関名公表基準〕

休日・夜間に入院を要する小児の重症救急患者に対応する救急医療機関として小児救急医療支援事業（病院群輪番制）に参加する病院

(平成27年4月1日現在)

第三次医療圏	第二次医療圏	小児救急医療支援事業実施状況	
		事業開始時期	参加病院名
道 南	南 渡 島	平成22年4月	函館中央病院、函館五稜郭病院、共愛会病院、市立函館病院
	南 檜 山	平成22年4月	北海道立江差病院
	北 渡 島 檜 山	平成22年4月	八雲総合病院

別表21 小児科医療の重点化病院一覧

(平成27年4月1日現在)

第三次医療圏	第二次医療圏	重 点 化 病 院 名
道 南	南 渡 島	函館中央病院、市立函館病院
	南 檜 山	
	北 渡 島 檜 山	八雲総合病院

別表２２ 小児科又は小児外科を標ぼうする医療機関一覧

(平成２４年１０月１日現在)

第三次医療圏	第二次医療圏	所管保健所	病院	有床診療所	無床診療所
道南南濃島	市立函館	市立函館	国立病院機構函館病院(※)	すどう腎・泌尿器クリニック	久保田内科胃腸科医院
			市立函館病院		斉藤内科消化器科医院
			共愛会病院		岡本内科医院
			函館中央病院		吉岡内科医院
			函館五稜郭病院(※)		あしの内科医院
			富田病院		こどもクリニック
			竹田病院		山本内科小児科皮膚科泌尿器科クリニック
			市立函館恵山病院		中川内科クリニック
			市立函館南茅部病院		大河内小児科医院
					鈴木内科医院
					多田内科医院
					すずき小児科
					恩村内科医院
					えんどう栞穂こどもクリニック
					はぎさわ小児クリニック
					こじまキッズクリニック
					五稜郭みやざき勢内科クリニック
					盛山内科医院
					今内科消化器科医院
					石崎小児科医院
					小松内科医院
					葛西内科小児科医院
					第一内科医院
					坂口内科クリニック
					杉山クリニック
					さいとう小児クリニック
		五稜郭ファミリークリニック小児科			
		あんざいクリニック			
		函館市夜間急病センター			
		佐藤内科小児科			
		明和園診療所			
		はこだて療育自立支援センター診療所			
		ゆうあい会石川診療所			
		市立函館保健所(函館市保健センター内)			

(平成24年10月1日現在)

第三次医療圏	第二次医療圏	所管保健所	病院	有床診療所	無床診療所	
道南	南渡島	渡島	松前町立松前病院	望ヶ丘医院	松前記念クリニック	
			木古内町国民健康保険病院		深浦内科医院	
			森町国民健康保険病院		吉岡診療所小笠原内科消化器科クリニック	
					保坂医院	
					ゆうあい会診療所	
					熊谷内科小児科医院	
					いいだ内科	
					かみいそこどもクリニック	
					ほくと小児クリニック	
					増田クリニック	
					きむらクリニック	
					小児科ひよこクリニック	
					宮村内科医院	
					福島神経クリニック	
					はるこどもクリニック	
			くがメディカルクリニック			
			幾世橋医院			
			遠藤内科医院			
			光銭医院			
		南檜山	江差	北海道立江差病院	上ノ国町立石崎診療所	道南勤医協江差診療所
	奥尻町国民健康保険病院				奥尻町国民健康保険青苗診療所	
	乙部町国民健康保険病院				江差町保健センター	
		北渡島檜山	八雲	今金町国保病院	魚住金婚湯医院	まきた循環器内科クリニック
	せたな町立国保病院			せたな町立国保病院瀬棚診療所	八雲ユースラップ医院	
	国立病院機構八雲病院				岩間医院	
	八雲総合病院				厚生労働省第二共済組合国立療養所八雲病院所属診療部	
	長万部町立病院				長万部町ふれあい健康センター	
八雲町熊石国民健康保険病院				北海道八雲保健所		
			八雲町総合保健福祉施設シルバープラザ			

別表 2 3 在宅療養支援病院及び在宅療養支援診療所一覧

〔医療機関名公表基準〕

診療報酬上の在宅療養支援病院及び在宅療養支援診療所

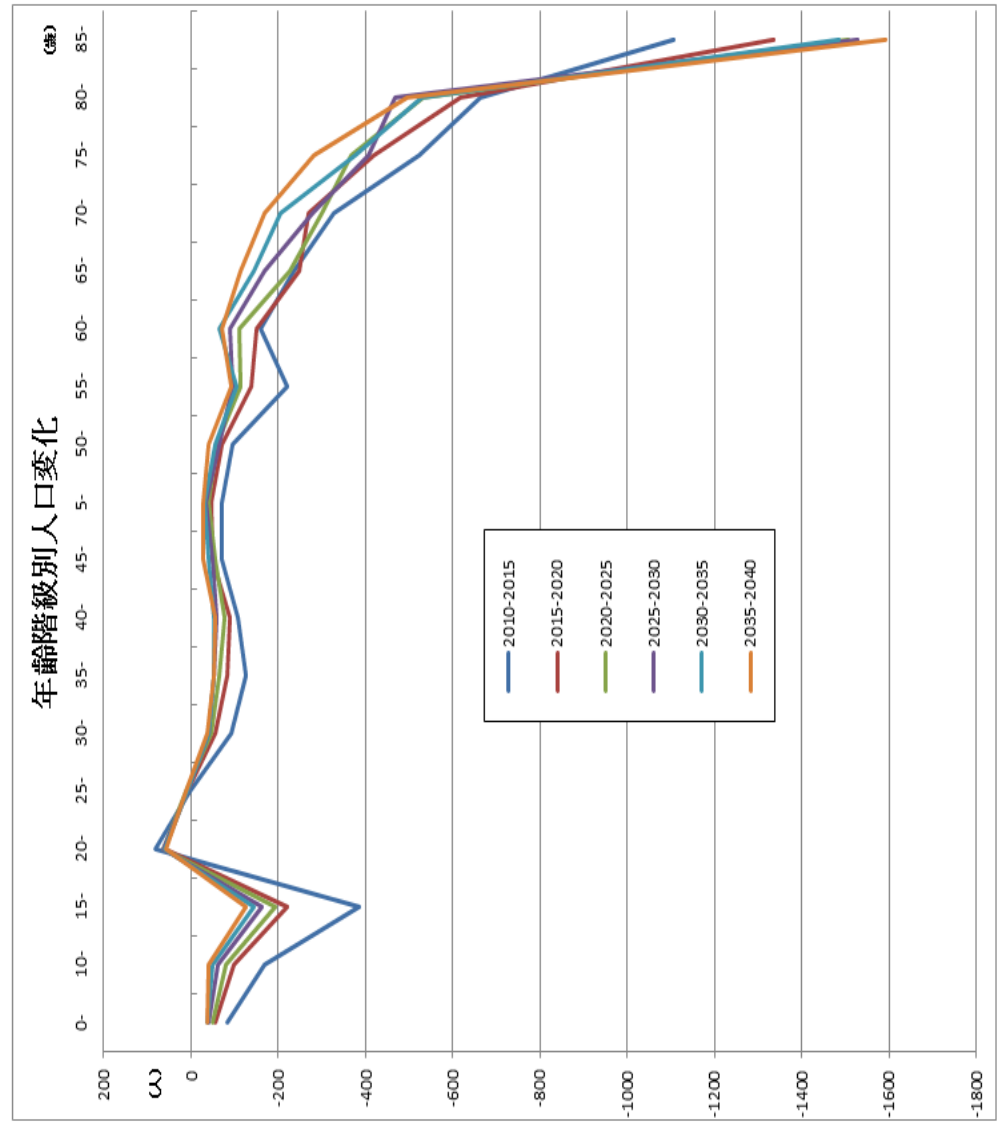
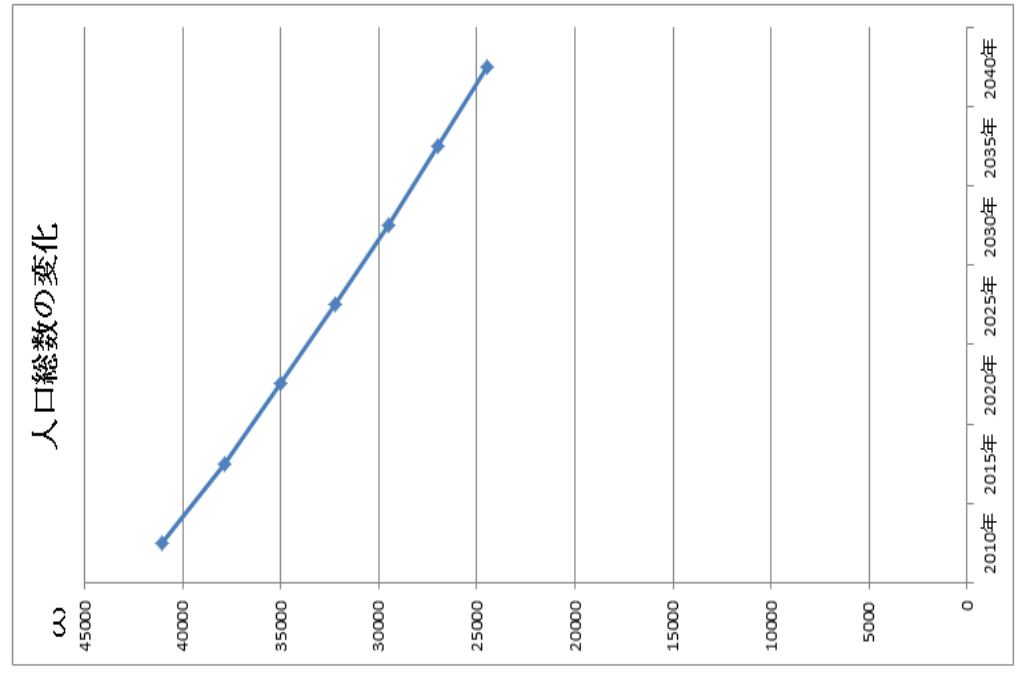
(平成27年4月1日現在)

第三次医療圏	第二次医療圏	所管保健所	病院	診療所	
道南	南渡島	市立函館	函館稜北病院 ※①	北美原クリニック ※①	深瀬医院 ※②
			亀田病院	平山医院 ※②	ごとう内科胃腸科 ※②
				飯田内科クリニックいしかわ ※②	飯田内科クリニック ※②
				久保内科胃腸科医院	やま内科胃腸科医院
				山谷医院はこだてペインクリニック	金井内科クリニック
				小笹内科医院	こんクリニック時任
				西部大山医院	イーストかたやま内科消化器科
				みなと内科脳外科医院	ケアプラザ新函館・たけだクリニック
				菅原内科クリニック	黒田川添クリニック
				ひでしま内科クリニック	函館泌尿器科
			ききょう内科クリニック	函館パートナークリニック	
			渡島	海老沢医院	増田クリニック
				山谷医院かみいそペインクリニック	きむらクリニック
				吉岡診療所小笠原内科消化器科クリニック ※②	宮村内科医院
		遠藤内科医院	くがメディカルクリニック		
	北渡島	八雲	魚住金婚湯医院		

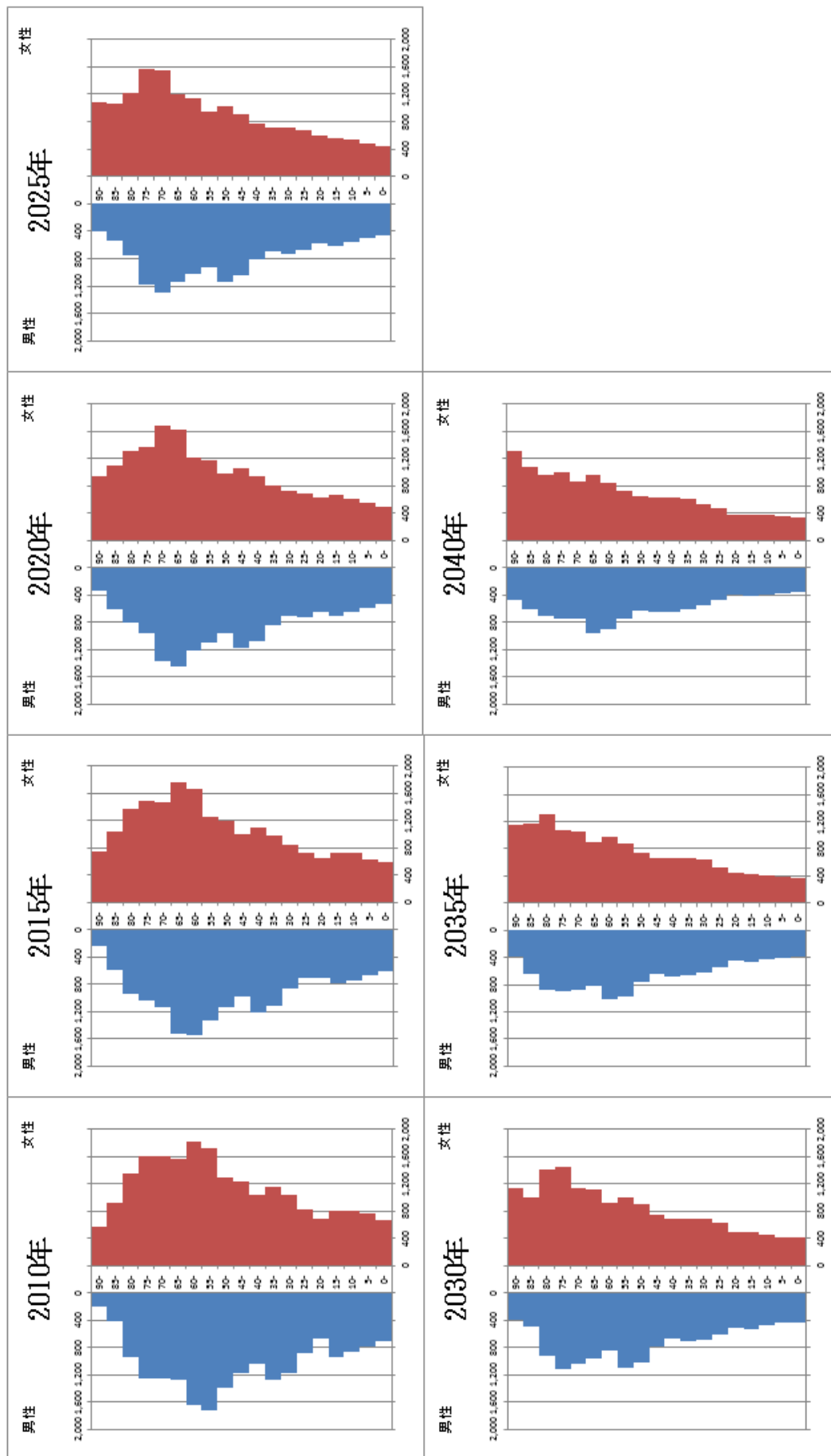
※①：機能強化型(単独)、※②機能強化型(複数連携)
 ・機能強化型在宅療養診療所～「特掲診療科の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(平成24年3月5日保医発0305第3号厚生労働省保険局医療課長通知)(以下、「通知」という。)別添1の「第9」の1の(1)及び(2)に規定する在宅療養支援診療所をいう。
 ・機能強化型在宅療養支援病院～通知別添1の「第14の2」の1の(1)及び(2)に規定する在宅療養支援病院をいう。

4 区域人口の推移

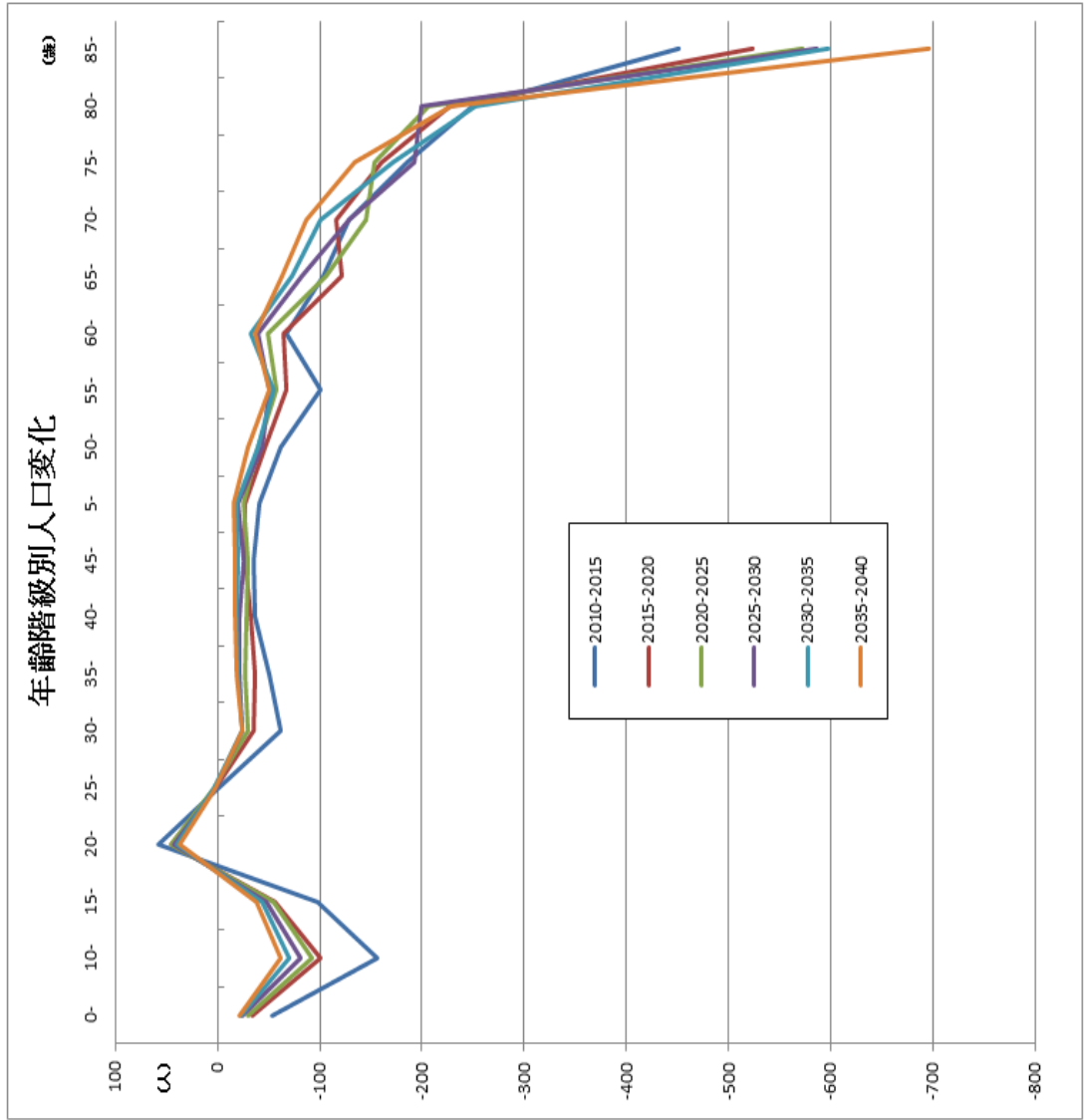
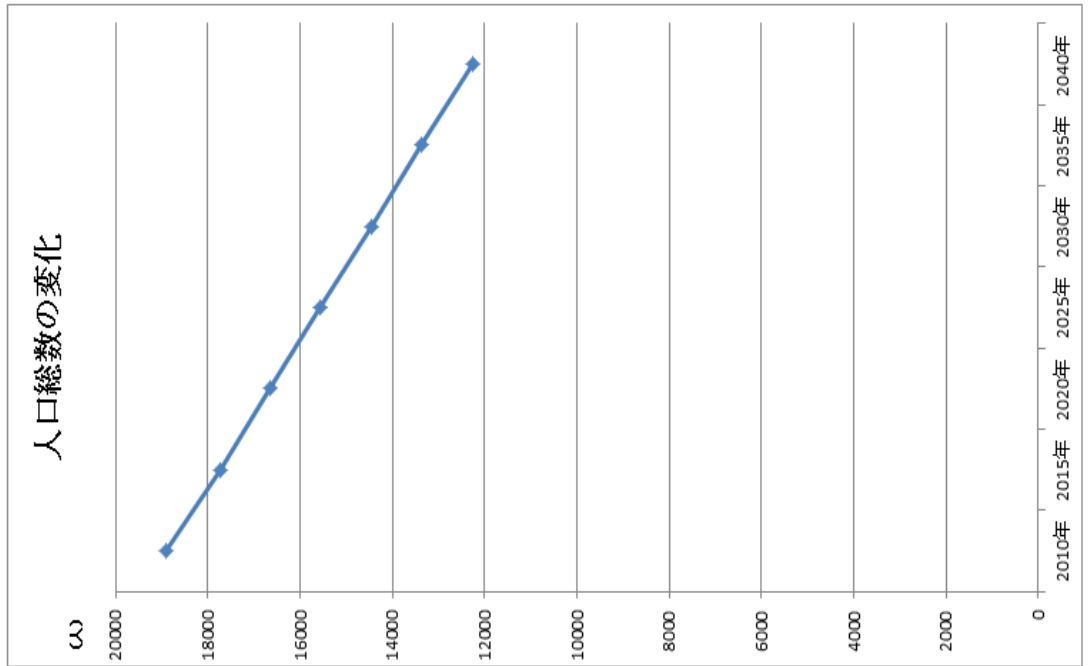
北渡島檜山区域の人口総数の変化と年齢階級別人口変化



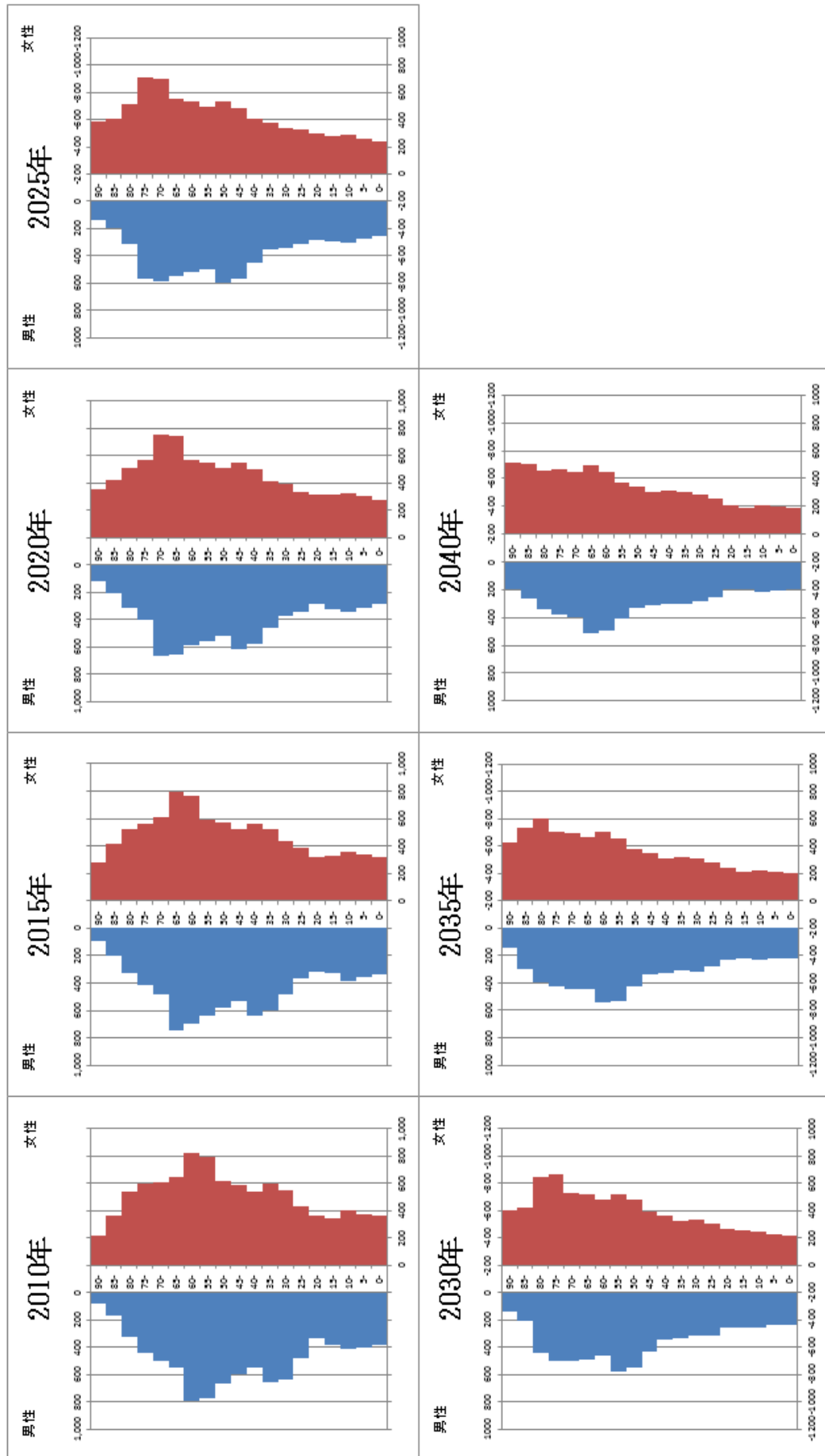
北渡島檜山区域の人口変化の年別・男女別ピラミッド



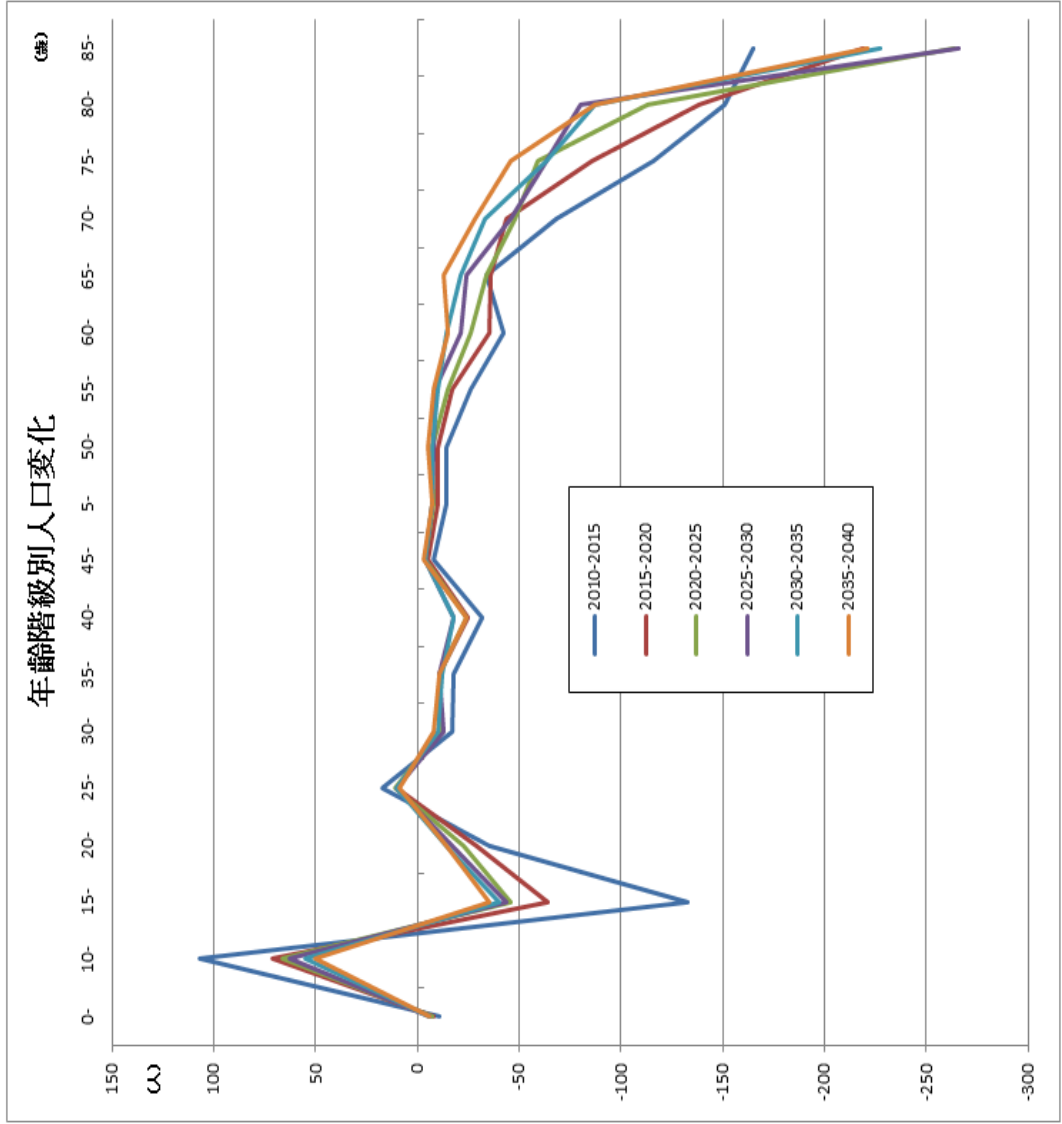
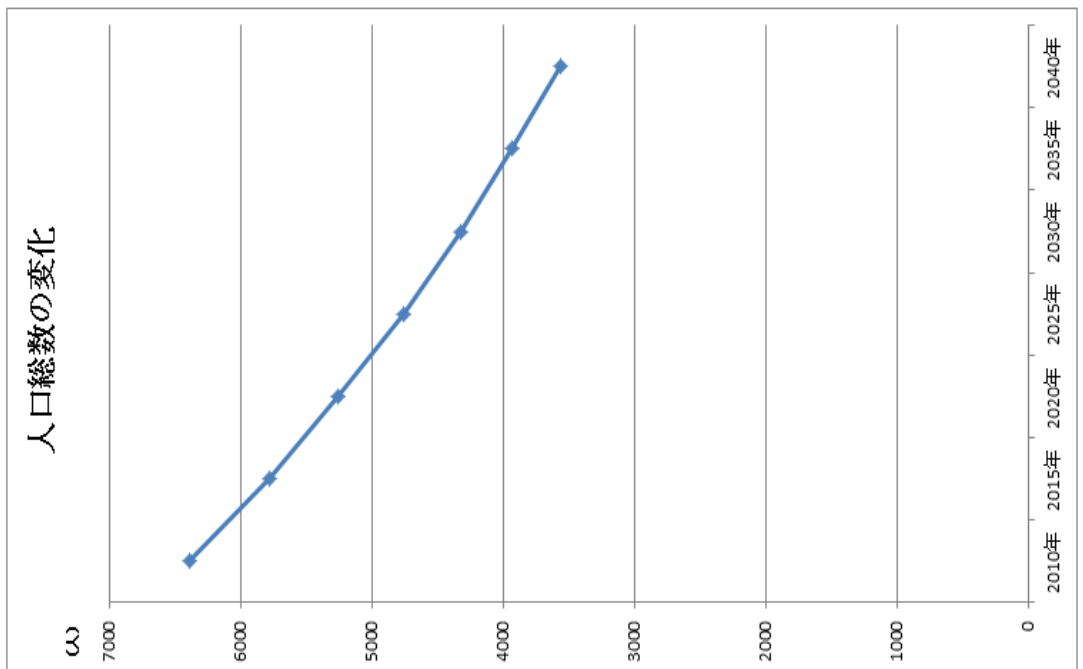
八雲町の人口総数の変化と年齢階級別人口変化



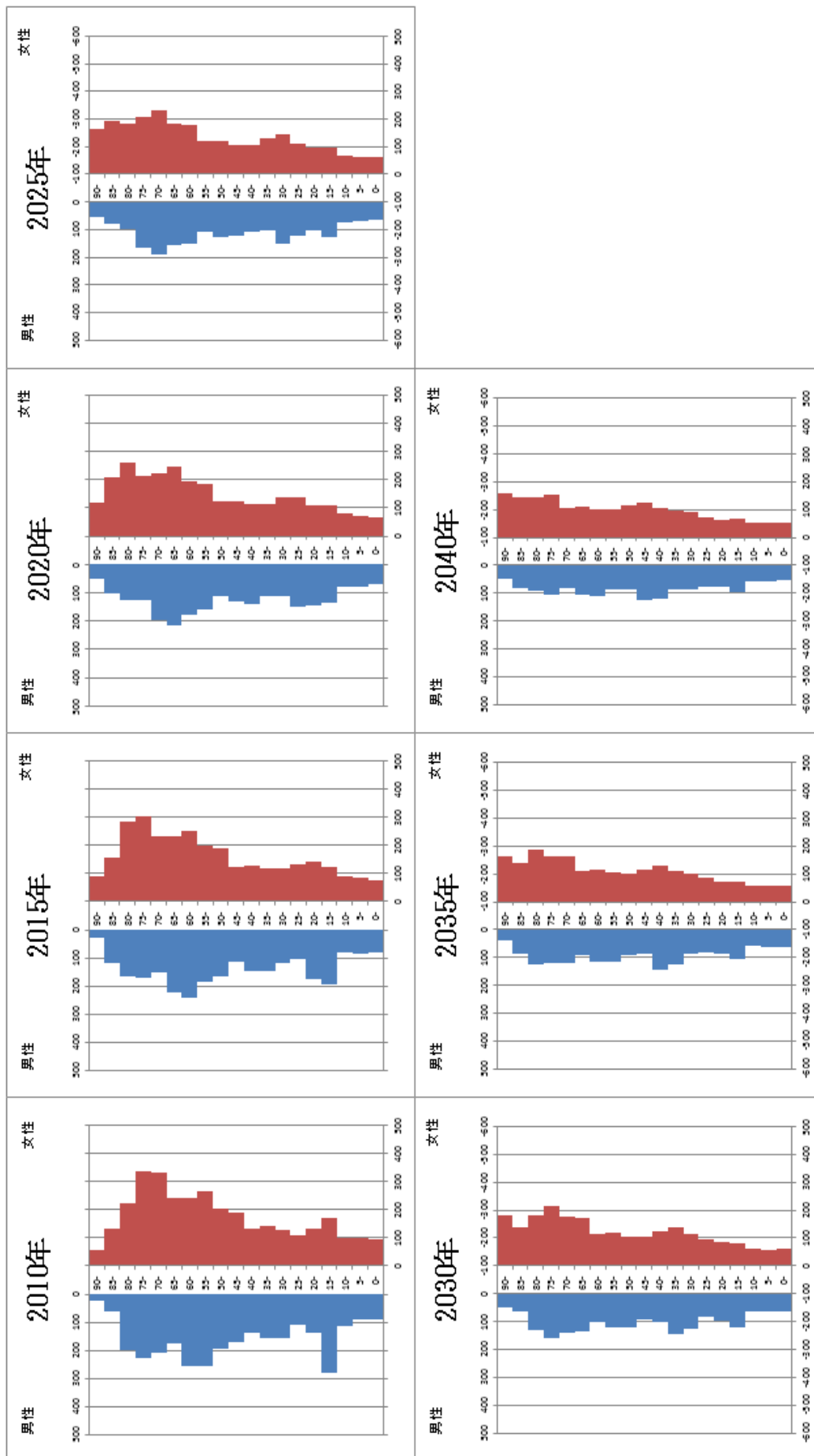
八雲町の人口変化の年別・男女別ピラミッド



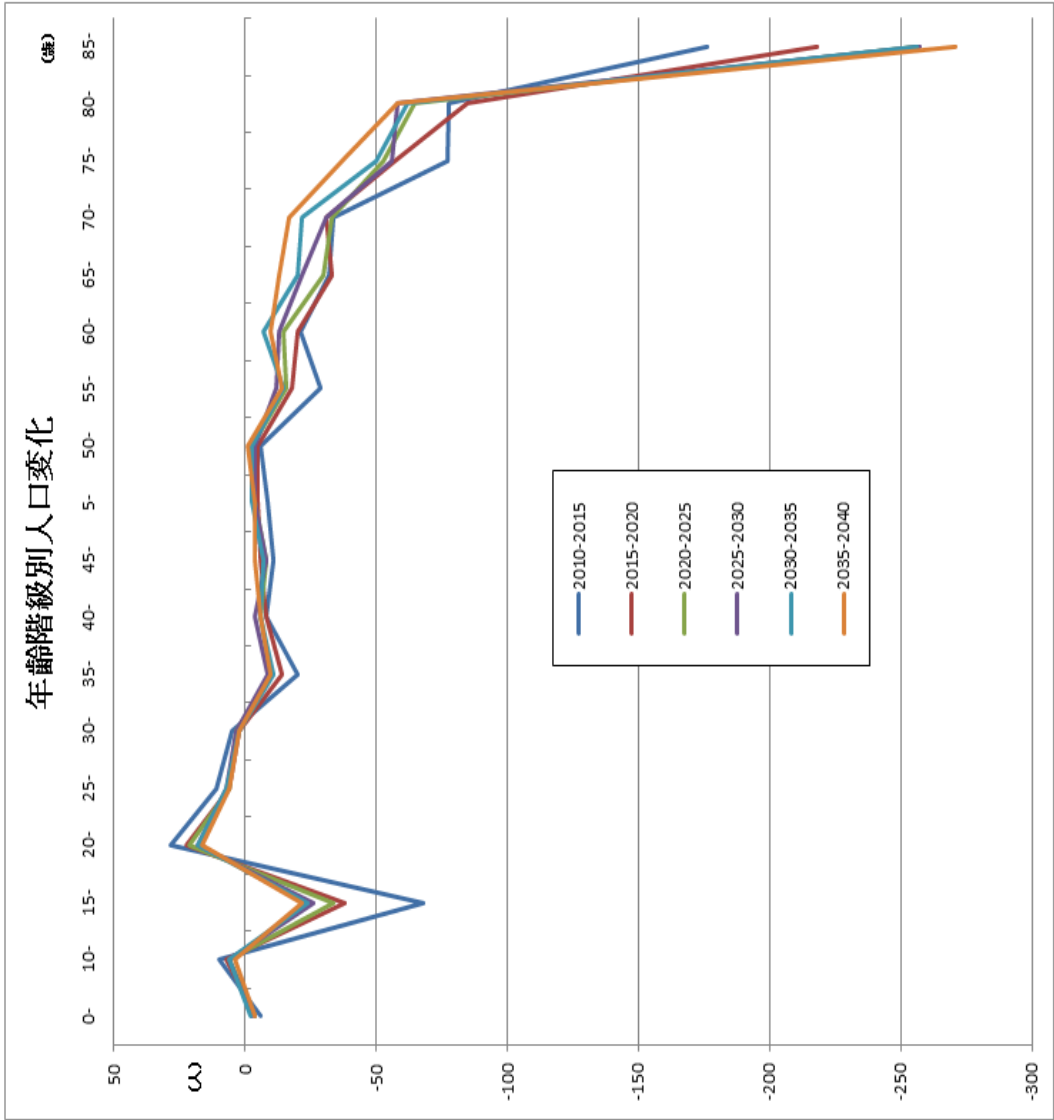
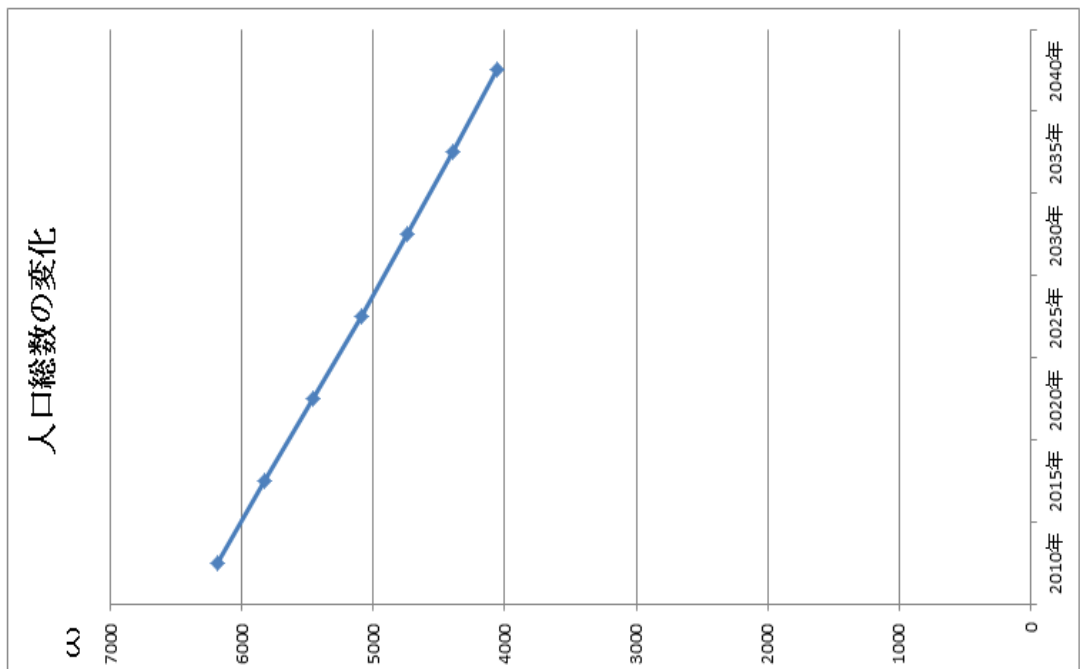
長万部町の人口総数の変化と年齢階級別人口変化



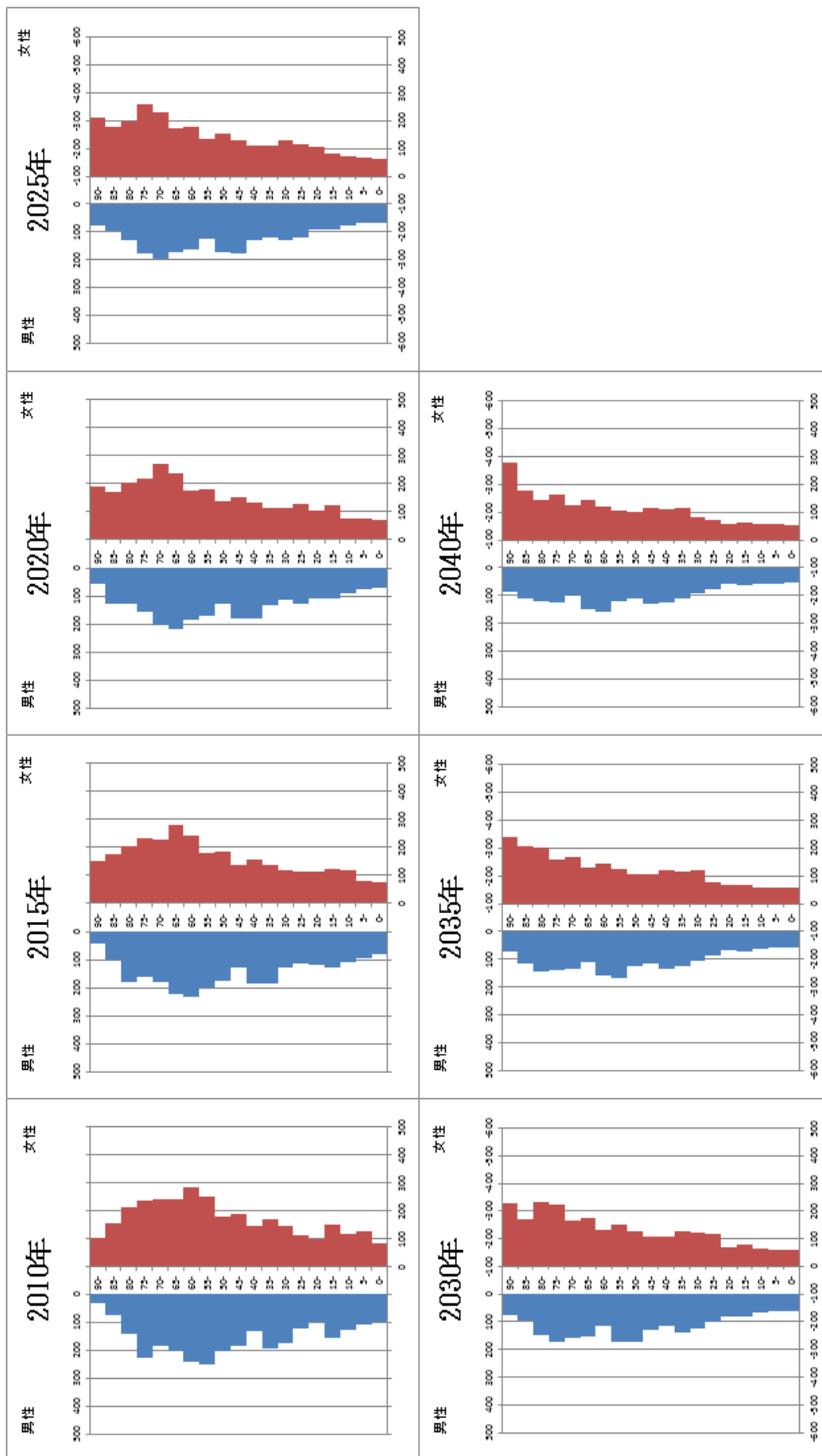
長万部町の人口変化の年別・男女別ピラミッド



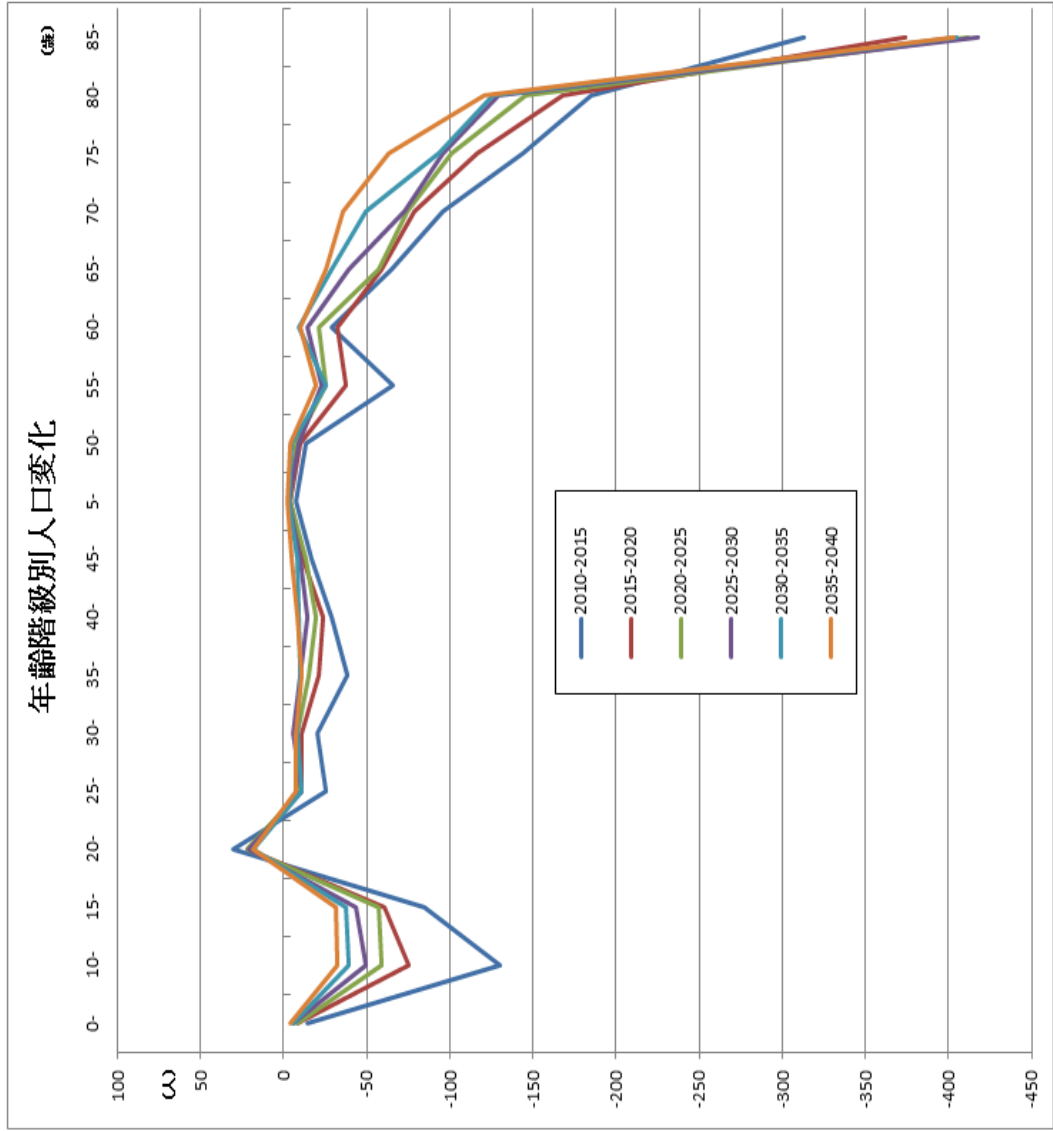
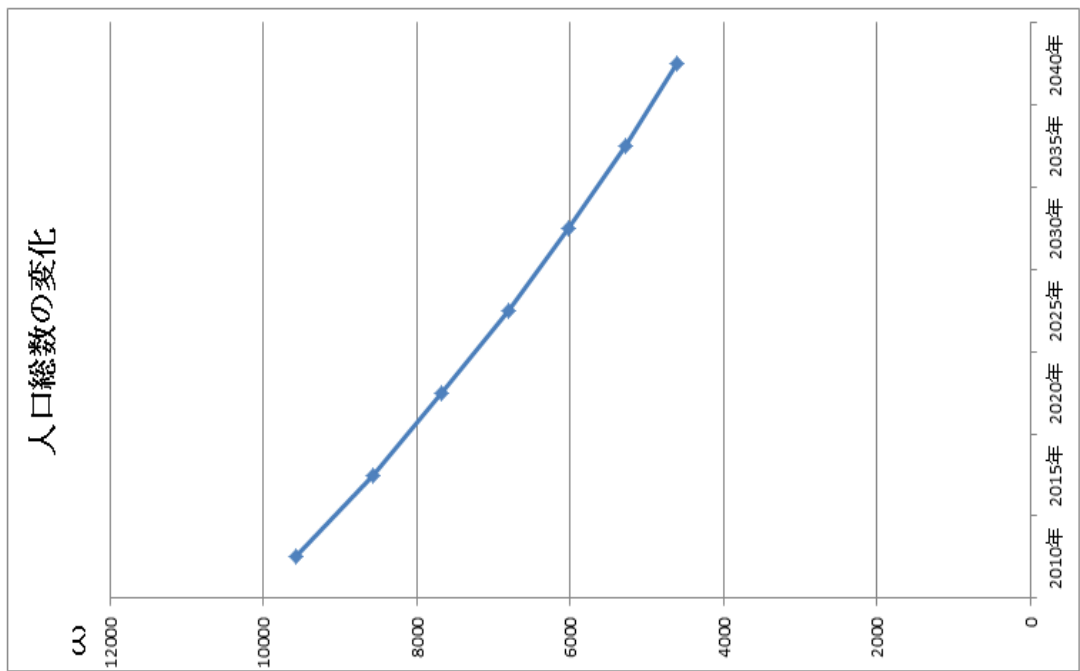
今金町の人口総数の変化と年齢階級別人口変化



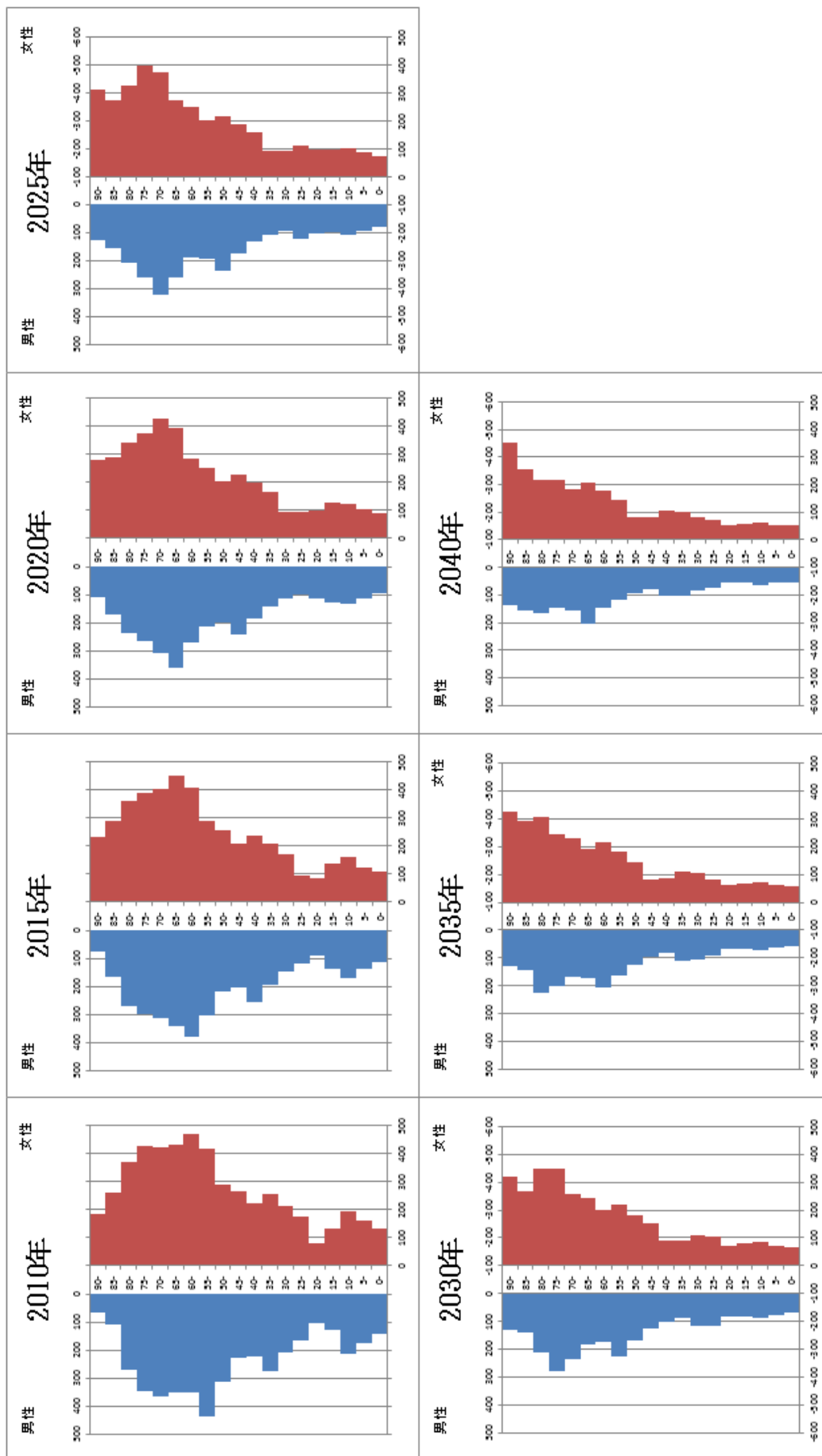
今金町の人口変化の年別・男女別ピラミッド



せたな町の人口総数の変化と年齢階級別人口変化



せたな町の人口変化の年別・男女別ピラミッド



試される大地

北海道